

市民参加のしくみづくり検討委員会 第12回委員会 会議録

1 開会

2 議事

(1) 第9・10回会議録の確定について

(第三者が読んだ時に分かり易くなるように発言趣旨を変えず修正することを確認)

(2) 検討委員会検討報告書(案)について

【委員長】 今日の本題は検討委員会の検討報告書(案)についてということで、まず事務局から。

【事務局】 前回、骨子案に沿った内容検討を進め、その残りを今日やることになっていたが、今後の日程も勘案して委員長と事務局とで調整のうえ、ここで報告書ドラフトをつくり、今日はそれをたたき形にした。その旨皆様にも連絡し、ドラフトは事前に送らせてもらった。報告書ドラフトは16頁で、9頁までは前回の骨子案での議論を基本的には反映をしている。それ以降の、まだ骨子案での議論が済んでいない部分は、第4章以降、組み立て方を変更したところはあるが、内容的には骨子案を文章化した。全体構成が分かり易いように、資料 2としてドラフトの目次を付けた。11日に発送したので、13日には手元に届いていたかと思う。

【委員長】 今日は15日で、あまり時間がなかった点は大変申し訳ない。私の不手際なところもあったかと思うが、議会との意見交換会時に骨子案を配付し、皆さんから意見をもらって、1日の段階である程度報告書案が出来ていて、それをたたいて、今日、最後に詰めようと漠然とイメージしていた。申し訳ないが、実は前回あたりから提言書文案をもとにたたいた方がよかったと思うが、日程上の最終日にこういう形で出てきて今回だけで議論せよというのは難しいと思う。一通り見渡して全体の検討をしていく形で本日は運営させてほしい。

回数とか期間についてはいろいろ議論もあるだろうし、私も言いたいことがない訳ではないが、一通りこの場で議論してきた大まかな論点については、一回半ぐらいは全体を見渡している。今回それを文章に起こしてもらったので、これまでの議論はこういう形になったということで見てもらいたい。全く同じものを繰り返し見ているのではなく、このように文章化してみると、実はこういう部分が足りない、抜け落ちている、とか、あるいはここは余計では、あるいはもう少しこういうところについて考えていかなければいけないのでは、というところが出てきたりすることもあると思う。そうした内容的なことだけではなく、表現や言葉の言い回しの問題等まだ気になる点が多々残っていると思うし、文章として論理的に明快に書かれているか、あるいは一般の市民が読み易い形になっているか、そうしたことも含めて考えていかなければいけない。いずれにせよ、今日は今まで委員会で議論したものを事務局に文章に起こしてもらっており、私からは特に指示を出している訳ではない。当然手が入ることを前提にしているので、皆さんのいろいろな考えなどを聞かせもらって、最後に詰めていきたい。

今日、一通り意見をもらった上で、最終的にどういう形でまとめるか。今日の進み具合で、ほぼ意見が出尽くして、後は若干文章を直して確定、ということになれば、あともう一回簡単な形でやれるかもしれないし、その

辺は今日の最後の段階でまた相談したい。いずれにせよ、今日はこのドラフトをもとに議論したい。

前回、9頁の頭までの部分に相当するところを骨子案で見えてきたが、もう一度頭から今回文章化したものを見ていきたい。恐らく皆さんからは、言葉の問題、片仮名の言葉をなるべく控えるとか、分かり易く表現しろということ、また、読むと文章も結構長いものもあるので、文章をもう少し短く分かり易くしてほしいということも出てくるかもしれない。文章全体の構成としても、もう少し工夫できるのではということもあるし、全体の中でこういう論点を盛り込んでほしいということもあるだろう。いろいろ意見を出してほしい。

部分的に区切りながら見ていかざるを得ないかなと思っている。まず「はじめに」から意見をもらって、その後、順繰りに目次に沿って進めていくという進め方でよいか。

では、早速始めたい。「はじめに」については意見等あるか。

【委員】 4行目で「市民と市がそれぞれ」という言葉を使っている。後を見ると、「市民と行政」という言葉を使っているが、その辺が繋がらないのかなと。統一するなら市より行政のほうがいいかなと思う。3行下でも同じように、「また、市民と市と」という言葉を使っているので、この調整を。それから、2頁の第1章の指針を例示しているあたりなど、文章が長過ぎるかなと。

【委員長】 今の2点目だが、言葉を列挙する場合どうしても長くなってしまふ。例えば とか(1)という形でもう少し分かり易くするとか、いろいろな工夫ができる。今回は数値のデータ等を入れる必要のないものだが、場合によっては表に整理して分かり易くする工夫もできる部分があると思う。これは全体に関わってくる話だが。

それから、もう1つ、今回はドラフトの段階なので、前回に繰り返し言っていた注などはまだついていない。この言葉にやっぱりつけるべきだということがあれば、ぜひ提言願いたい。

先ほどの1点目だが、市という場合と行政という場合、捉える範囲が違ってきて、行政というと市の中の一部分になる。この場合の市をどう捉えるか、いわゆる八王子市という全体のことなのか、市役所というか自治体としての市なのか。さらに、市と言っているが、実際は行政だけを捉えている場合もあり、議会は無視されていたりする。今回の市民参加条例自体は行政に対する市民参加を想定しているのだから、ある程度限定した中で議論していくときには市民と行政という形になっている。それがきちんと整理されているかどうかは、もう一回確認しないといけないが、そういう整理になる。

【委員】 個別具体的な事例も参考資料として添付することだが、中身のチェックはまた改めてできるのか。

【事務局】 会議録を最初から全部拾って、具体的なものを洗い出して参考資料として一覧表にする作業をこれから進める。それができ上がった段階で皆さんには見てもらう。

【委員長】 この検討会自体がどういう役割を持った機関なのか、その位置付けをもう少し明確にした方がいい。それは後の点にも関わってくるが、この委員会ですべきことは何なのか、市の側から期待されていることは何なのかということ、明確に「はじめに」の中に書いておいた方がいい。

【事務局】 市長に提出する際の添付文書に書き込むつもりだが。

【委員長】 重複しても「はじめに」に入れた方がいい。というのは、4頁の市民参加の基本原則で、「本検討

委員会が市長から提言を求められたのは、行政への市民参加を一層進めるための条例制定についてである」と、ちょっと微妙な書き方になっている気がするが、これで大丈夫か。

【事務局】 就任依頼文書を渡したとき、田中副市長から、市が市民参加条例を制定するに当たって、こういうことを提言いただきたいとお願いしたことを踏まえて書いている。

【委員】 2頁目の一番上だが、「本委員会の議論を市民にも職員にも共有してもらおう」となっているが、3、4行目の方は「市民と行政」と書き換えられている。ここが「職員」となっているのは何故か。

【事務局】 行政と言ってしまうと漠然としてしまうので、これは厳密に使い分けている訳ではないが、議論そのものを共有すると言うときには、具体的な市民とか職員という言葉を使った方がいいと思った。

【委員長】 共有と言うぐらいだったら、「行政」でもいいのかという気はする。しっかり意識を持って、さらに行動に進めてもらうようなことを表現するときには個々の職員という感じになるかもしれないが。間違いだとかそういうことではなくて、その辺をどう整理するかということはあるかとは思う。

【委員】 委員長の言った「条例制定についてである」という書き方について、これが一般の方にも公開されると、我々がある意味、条例制定についてかなり深く関わったというような誤解を受け易い文章なのではないか。

【委員長】 就任依頼文書ではどういう表現になっているか。

【事務局】 「本市では、八王子ゆめおりプランにおいて市民自治を確立するための基盤となるしくみ、制度を市民とともに整備することとしており、平成18年度中に市政への市民参加をより一層進めるためのしくみを規定した条例（市民参加条例）を制定することとしております。つきましては、この委員会を設置して、委員の皆様から幅広いご意見を提案いただき、その結果を踏まえて、よりよい制度づくりを行うことといたしましたので、ご審議ください」ということで、「1、市民参加条例制定にあたっての基本的な考え方、2、市民参加条例に盛り込むべき事項、3、市民参加条例を実効性あるものとするための方策」、この3つをご検討いただきたいと。

【委員】 そういう立場からいくと、「条例制定についてである」という文面だと、条例制定に対してかなり委員会が食い込んでいると受け取られる感じがする。条例制定について議論を深め、市民の意見を広く汲み上げることとした、くらいの表現でないと、半分委員会で決めたのかなととれなくもない。だから、「条例制定についてである」という記述がしっくりこないような気がするが。

【委員長】 4頁目、第1節の最初の文章は、かなり幅のある表現になっている。だからこそ、最初の「はじめに」でこの委員会自体に与えられた役割は何なのかということを示しておいて、それを受ける形でこの文章があればいいのだが。報告書全体が諮問事項に対応する形で構成されている訳だし、内容の構成を理解してもらうためにも、それをきちんと示しておいた方がいいのかなと。序文には全体がどういう構成かを書くものだが、「はじめに」にそれも抜けているという点も併せて考えると、そういうものがあってもいいのかなと思う。

【委員】 全般的に非常に長文で、中身は教科書のように非常に懇切丁寧に書かれているが、読むだけで相当労力が要る。もっと文章を短くするなり箇条書きにするなり、読み易くする工夫が必要。それが全般的な意見だ。

あと、今、論議された検討委員会の役割で、4頁目一番上の「本検討委員会が」云々という文面は「はじめ

に」に来るべきでは。その中で、就任依頼内容のエッセンスを盛り込む。これが最初に出てきてしかるべきだと思う。それでこういう検討をやってきて、具体的な提言は以下に述べるという構成にして、初めて読む方が、検討委員会がどういう位置付けで何をやるうとしているのかというのが最初に分かるような表現にした方がいい。いずれにせよ、文章をもっと短くする努力をしてほしい。

【委員長】 私も言わんとしたところは実はまさに今言われたとおりのことだ。「私たちは今」とか、こういう文章を初めて市民側が提言したという感じの文章でいかにも報告書風だが、きっちり出さなければいけないところは出しておいた方がいい。あと、分権社会というのを出してきて、その考え方を述べるのもいいが、どのように書くか。他の所もそうだが、考え方、理念的な部分、非常によく整理して書かれてはいる一方で、どう位置付けていくのか全体がはっきり見えてこない。私自身もざっと読んで悩んでいるが、まずこの委員会自体の役割とそこからどうしてこういう議論をしていったのかということが明確に分かるように、初めに出した方がいい。

【委員】 私は、「はじめに」はこれでいいかなと思ったが、皆さんの意見を聞いていて、強調した方がいいと思ったので敢えて言うが、『八王子ゆめおりプラン』に市民自治の推進等が載っているのでそのためには、市民参加条例が必要である。この章はそこを書けばいいのかなと考えている。

【委員長】 4頁の第2章、市民参加条例制定についての基本的な考え方で原則として3つほど挙げてある。これはここで詳しく述べるのはいいが、非常に重点を置いて議論した基本的な考え方の部分を、もう少し「はじめに」の中で出してもいいのでは。どういう方向性をもって考えたのかを少し明確にしてもいいと思う。全体を見ていく中で、「はじめに」の書きぶりは変わってくるとも思うが、また何かあれば、意見を出してほしい。

それでは、第1章の方に進みたい。

「八王子市の市民参加の現状と課題」、ここはどうか。長文なので、箇条書きのような書き方、例えば3頁目の第2段落、7行目から「参加する市民の側から見ると」というところは幾つかのことが並んでいるが、数字を振って、現状の課題が1としてこう、2としてこんなものがあるという書き方をした方が分かり易い。それに対してどうしていくという対応が出てくることを期待させるような書き方をした方がいいのではないかな。

【委員】 行政側の現状と課題、それから、市民側の現状と課題、いろいろ切り口は書いてあると思うが、分けたらどうか。現状があって、課題につなげて話をするか、現状だけ並べて、課題はまた別にするか。

【委員長】 そうだ。まして、現状と課題という分け方と、行政側と市民という両方あって、4つ書かなければいけないことがあるが、それがごちゃごちゃと書かれている、という印象を受けてしまう。

【委員】 終わりの方でちょっと混乱してくる。

【委員長】 そこは整理したい。それは私も強く感じたところで、多分皆さんも感じたと思うが。

【委員】 3行目の一番右端の方の提供制度というのは。

【事務局】 市政情報の公表・提供制度のことだ。これは先ほども指摘があったので、書き直すときには個別に箇条書きにするなり、読み易いようにこういう制度があるということを一表にする形で整理したい。

【委員】 第1章の文章、これは箇条書きにして本当に分かるのかなという気がする。次々読んでいくから分か

るということがあるので、私はこういう方がむしろいいのではないかと思った。読んでいくと、次々にこういうことだから、そういうことも必要なんだということが分かってくる。箇条書きにした場合、何故そういう考え方に至ったかという部分が抜けてしまう恐れがある。そういうことも考えて、もう少し簡潔にできればそれに越したことはないが、分かる文章を無理やり簡素化して分からなくすることがないようにしていかないと。

【委員長】 箇条書きと言っても項目だけ出すのではない。例えば3頁7行目からの「参加する市民の側から見ると」で、言っていることが幾つかある。所管や部署、担当職員によって取り組み方が違うということ、いろいろなことはやっているが実はきちんとした制度ができ上がっていない、各種指針等でも見直しが必要なものがある、あるいは市民にとって分かりにくく断片的な情報しか出ていない、ということがばらばらと、文章の比重も分かりにくい書き方になっている。こういう文章で書いていくにしても、それぞれのところに 、 、 と入れるなりした方が、つながりとか、どういうことが課題としてあるのかというのが分かり易いのでは、という趣旨だ。ここについては箇条書きでばらばらにするという意味ではない。例えば何々制度があるとか、そういうものは個別に列挙したり表にした方がいい。単に箇条書きにすれば分かり易くなるという話だけではないので。

【委員】 それに賛成だが、これと比べて、もっと分かり易くなれば、それでよい。

【委員長】 この書きぶりに関していうと、3頁の真ん中あたりの「行政は行政なりに努力してきたにもかかわらず」の段落で、後半に「市民自身もまた、市民参加を行政だけの責任で進めていくことには自ずから限界があることを、きちんと認識しなければならない」と。これは先ほどの話で市民の問題として分けるということと、この段階では唐突過ぎる。行政側でもっとやるべきことをやった上で市民が携わっていかないとできないんだという部分がないと、急に市民に責任が押しつけられているイメージが強過ぎるかなと。市民もちゃんと考えなければいけないということは言わなければならないが、この辺の書きぶりは変えた方がいいのかなという印象だ。

3頁3行目で「必ずしも参加市民の満足度が高まっていない」というのは、根拠となるデータはあるか。

【事務局】 市政世論調査で、参加したが意見が反映されたとは思わないという回答が圧倒的に率としては高かったという調査結果がある。

【委員】 今の満足度のところとか、必ずしもつながっていない。例えば3頁の上の方、「参加者が固定する傾向が見られ、市民参加が広がっていかないこと」、それは言い換えれば参加が形骸化しつつあるということかという、そうではなくて、市民参加が広がっていかないというのは1つの問題で、もう1つは、参加が実質的に施策に反映されないということで、「言い換えれば」ということではない。市民と行政の問題について、こういう問題に対して、こういう行政の対応が必要だと分かり易く整理するときに、問題もつながっているものもあれば、いろんな問題がそれぞれあって必ずしも接続語では全部が繋がらないものもある。そこは幾つかの問題に分けて書いていいし、場合によっては、例えば固定の団体しか参加していない施策があるとか、もう少し読んで分かり易い書きぶりにした方が、特に現状の部分に関してはいいのでは。

【委員長】 全体としてボリュームが出過ぎてもいけないが、少し裏づけとなる根拠を補った方がいい。先ほど、3頁の2段落目の方を指摘したが、むしろ、今のところが、論点が混ざって書かれている。ここも整理が必要だ。

【委員】 3頁4行目、「市民参加についての体系的なルール化がなされておらず」で、最後の行で「そしてなによりも、参加のルール自体が市民によく理解されていないことであろう」と。体系的なルール化がなされていないものを理解しろということ自体が文章としてつながらない。一般市民に立ち返ったときに、市民参加のルールとは何かと思ったら、全然思い浮かばない。むしろこんな文章自体、要らないのかなと。

【委員長】 先ほどの私の指摘は、実はそことも関わっていて、ルール化されていないのに市民が理解していないのはしょうがないという話になる。ここの話とその次の段落との関係だ。体系的なルールというのは、その次に書かれているところに係ってくるので、全体を含めて再整理しなければいけない。ただ、個別のつながりを除けば、論点としては一通りのことは入っている。

【委員】 参加者が固定する傾向が見られ、市民参加が広がっていないのが現状で、その原因として市民参加の満足度が高まっていないとなっているが、さらにその原因というのはあって、結局、意見が反映されないからだ。追求していくと根本的なものが見えてくるので、どちらかという、表のような形にした方が何をしなければいけなかったかというのが見えてくる。確かにこの範囲の中でも原因のようで原因でなかったり、これは根本的な原因ではなくて、さらに原因があるというのがつながって出てきた。だから、現状と原因と思われるもの、でも本当の根本的原因はさらにあるみたい、もう少し整理の仕方表のような形の方が分かり易いかなと思う。

【委員長】 因果連鎖はいろいろあって、一方だけにつながっているわけではないだろう。文章にするときは、どうしてもある程度こういう関係でというのは書かざるを得ないにしても、明確になっていないかなと思う。先ほどのアンケート調査なども踏まえてもらって。

【事務局】 参加のルール自体が市民によく理解されていないという点については、ここでルールという言葉を使ってしまったことに問題があると思う。市政世論調査で、例えば委員公募だとか、参加の機会自体を知っているかという質問に対して、約70%の人が知らないと答えている。参加のルールというよりは参加の機会や情報が知られていないという書き方にした方がいい。それも含めて、今の議論を踏まえた整理をしたい。

【委員長】 では、第2章に進みたい。市民参加条例制定についての基本的な考え方ということで、ここは2つの節に分かれている。最初に市民参加の基本原則として3つが示されている。ここはどうか。

3つの原則が掲げられる前に、一般的な発想というか、ここでは直接その言葉は使っていないが、いわゆる新しい公共的な考え方、発想で書かれているが、その点どうか。

少し分かりにくくないか。例えば市民参加の機能という視点から考えればというのは、難しい表現だ。第1節の10行目ぐらい、市民が知的・人的・物的資源を出し合っというのも、少し硬い感じがする。前回、金を最初を書くのはいかなものかという話が出たが、表現を少し考えた方がいいかなと思うが。

【委員】 市民参加の機能という視点から考えれば、という文章は、分かりにくい。市民参加の基本原則だから、この委員会で「市民参加とは」ということを捉えた結果が分かり易く述べられるべきところ。情報共有、自発性・自主性、信頼と共感、その3つはいいが、市民参加の機能というところで、市民参加とは何かということが分かり易く書かれる必要がある。知的・人的・物的資源を出し合っよりよいまちづくりを行うという協働の側

面と、市長と議員の活動の監視の側面、この2つに全部集約されるのか。例えば市民的な視点からすると、むしろ納税者として、サービスの受け手として行政サービスの提供を監視する、あるいはそれに参画していくという視点は結構大きいと思うが、それは協働の中に入るのか。分かり易い文章にすることと、この2つでいいのかという疑問。協働というのは、この委員会ではいろんな団体等が行政と一緒に何か特定の事業を初期の段階からやっていくようなことを想定していた。そうだとすると、もっと草の根、個人レベルとか、そこには入ってこない人たちが参加するという視点が入りにくい。市民と議員の活動を監視というと、まさに選挙とそれに付随した政治的な活動ぐらいしか入らない気がする。もう少し広く捉えられるような言葉を入れた方がいいのではないか。

【委員長】 ここで言う協働と八王子市が考えている協働と、少しずれがある。ここでの協働は広い意味での協働の概念だが、市の考える協働はもう少し狭い意味での概念なので、こういう出し方をすると誤解される可能性がある。ガバナンスの考え方として、お互いに持っている資源を出し合ってつくっていきこうという側面と、もう一つ、ガバナンスというのは統治だから、統治の中で権力を規律していくという側面があるので、そのときに今言われたように投票ということもあるだろうし、こういう委員会をつくって、行政のあり方とか方針に市民の考え方を反映させていくということも含むとは思いますが、もう少し膨らみを持たせて書けばいいが、この表現だとそういう面があまり感じられない。協働という言葉もここでは使わない方がいいかもしれない。新しい公共とかガバナンスという言葉も最近よく使う。この報告書ではガバナンスという言葉を使う必要はないが、そういう発想、考え方をここで出すか。この委員会の中でも新しい公共ということは議論された。そこを分かり易く書きたい。

基本原則として掲げているこの3つについてはどうか。

【委員】 地方自治の分権の時代になったから市民参加をやりようという話ではなく、自分達の地域の課題は自分達でやるというのが本当に原始的な考え方だ。主体性を取り戻そうという話だと私は思っているので、市民が主体だということをごどこかではっきり出したい。行政や議会に任せるのではなく、自分達のことは基本的に自分達でしようという発想だ。時代の流れだし、今、行政がやっていることにもう少し参加しましょうというお手軽な話ではなく、市民としては自分たちは主体である、行政としてもそういう視点のもとで市政を進めていかなくては行けない。全体の書き方に相当影響してくると思うが、その辺について皆さんはどう思っているか知りたい。

【委員長】 その点は非常に重要な点だと思う。

【委員】 「はじめに」のところでもそうだが、私も冒頭からしっかりこない部分があった。地方自治体でも主権者は市民なんだという基本は、主権者という言葉が適切かどうか分からないが、もう少し欲しいなど。分権時代だからこそということではなくて、根底的に決めていくのは市民だという表現がどこかに欲しい。

【委員長】 分権時代になってようやく現実にそういう考え方のもとで地方自治のあり方を捉えることができるようになったという経緯はあるが、発想としては主権者としての市民ということ自体はあるわけだ。そこをもう一度きちんと明確にして、そこから参加ということが出てくるという論理構成にするかどうか。十分ではないが、先ほどの市民参加の機能というところで、協働の側面と規律の側面がある、もっとこれは幅広く出した方がいいのではと言いつつも、そこには考え方としてそういう方向性は出ているが、幾つかの違う方向性のものが混

ざって書かれているので少しあいまいになっている。もう少しすっきり整理する方が分かり易いのかも知れない。

【委員】 「はじめに」のところに、市民自治の推進ということで、市民が自ら治めていく、だからこそ市民が主権者だということを記述していったらどうか。

【委員長】 今のような切り口での議論をきちんとしていなかったかもしれないが、そういう発想はかなり統一されていたのではないかと思う。ここの表現を含めて、もう少し全面に出るような形で整理するということがよいか。その辺は「はじめに」に関わってくるところでもあり、今の市民参加の基本原則の大前提に関わってくるところだが、具体的に原則としてこのように3つ示すということに関してはどうか。

【委員】 1番の「情報を共有すること」の1行目、「市民と行政が市政に関する情報を共有することが、市民参加の大前提である」というのは相反するのではないか。というのは、2頁8行目に「本検討委員会では敢えて市民参加を行政への参加という枠内に限定しての検討はせず」とあるので、4頁も「市民と行政が市政に関する情報を共有することが」という文章だとすると、つながらないのではないかなと私は思ったのだが。

【委員長】 市政だけではなくて、市の中全般のいろんな情報を共有していくということか。

【委員】 そうだ。市政という言葉だと、どうしても行政というイメージが。

【委員長】 行政だけではなく、市だけでもなく、ここは原則的な部分でもあるので、ということなのだろうが。ただ、3つの原則を示す前に「したがって」という段落がある。条例を考えていく上での原則にするのか、もっと一般的な市民参加の原則として考えるのかということはあると思う。ここで敢えてこういう書き方をするのは、今回の条例は行政への参加を考えていく上での原則だということで、こういう形にしているということになるか。

こども、今回、条例については行政への参加ということで議論していくということでもいいかと思うが、その一方で考え方として、そもそも参加ということ自体は、行政に対する参加だけではなく、もっといろいろな関わり方、ネットワークのつくり方があるということを私がかかなり強調したので、2頁に参加というのはもっと広いものだという言い方がされている。ここを明確に、一般的な考え方はそうだが、今回の条例はこうだということをはっきり分かるようにしなければいけない。これは書き方の工夫の問題だが。

あと、前回の傍聴者から「行政、議会、民間への参加とするより、新しい公共への参加とした方が誤解が少ない」という意見が出ている。民間への参加といういろいろなものがあるのでどう捉えるかということがある。言葉としては少し工夫しなければいけない。基本原則としては、ここは条例を制定する上での行政に対する市民参加の原則ということでもいいか。第1章全体が市民参加条例制定についての基本的な考え方なので、ここは一般的な原則としてはではなくて、それでいいかなと。

【委員】 まず、市民主権ということとか地域のガバナンスということはここで入れざるを得ない。そうすると、それは条例よりはさらに先の話になるので、二段階構成でここは書くのかなと。なので、同じ節の中にあるのがいいかどうか、ちょっと疑問が残るし、新しい根拠をここに入れるとすると、その前に第1章がもう既に終わっているのも違和感があるので、例えば「はじめに」と第1章は序章みたいな形で、この委員会の経緯、今の第1節の部分の最初の文章というのは前に移して、むしろここが第1章で、第1節自体が新しい根拠ではないか。

【委員長】 一般的な話と考えた方がいいか。そこに真ん中の「したがって」が入るのが割り込んでいる感じなので、これを「はじめに」に移して、最初の書き出しの部分の関係をもう少し整理した方がいいということか。

【委員】 そうだ。ただ、初めにこの委員会が求められている事項というある程度報告書的な部分も書かなければいけないから、そこの関係はあるが、本論が最初に来て、そこから区別するような形で条例に関することというふうに書いていく必要がある。3つの原則は条例制定に関する基本原則として確認したことで、別項目では、

【委員長】 というか、それは本当は第2節からなので、私も、原則の部分を「はじめに」の方で出したい。ここで言っていることは行政への参加のことだと言ってしまったが、そう思いながらも、自分の中でも実は矛盾していて、もっと一般的なことでもある。そういうことを考えると、先ほど言ったように、この委員会の役割ということ「はじめに」できっちり言って、原則というのを考えて、何故そういう原則が出てくるかという、新しい公共的な発想というのがあって、主権者としての市民という考え方がまずあるんだということになってくる。そうすると、かなりすっきりしてくるかもしれない。

第2章は、まさに市民参加条例制定の考え方だから、第2節の望ましい姿というところになるのだろうが、それだけになってしまうというのも、基本的な考え方が随分薄くなってしまふ。制定についての前提となる基本的な考え方なので、一般論を言っているのだが、どのように分けていくか。

【委員】 条例の基本原則の前にあるのは悪くはないと思う。そもそも最初に市民主権の考え方というのはあるが、今回は条例ということで主に行政と市民の関係になるので、2項立てとしていく。地域の主権者は市民だが、今まで行政にある程度任せてやってきたが、少しそれを引き戻していく必要があるということで、そのためのツールとして参加というものをきちんとルール化する必要があるから条例をつくるのだと、だんだん現実論にしていく形に構成を変えて、最後に条例の基本原則という形にすれば、考え方としてはすっきりするかもしれない。

【委員長】 確かに全部「はじめに」に持っていくと、「はじめに」のボリュームが大きくなり過ぎてしまふし、原則の頭出しはするとしても、こちらの方でこういう書き方をした方がいいのかもしれない。

新しい公共的な発想とか、市民というものを中心とした考え方という、その書き分けも「はじめに」とうまく合う形で整理しなければいけないということになってくる。もう一度これはきちんと文章化しなければいけない。

そういうことから、先ほど言われていた共有する情報というのは、広い意味での市に関する情報の中で市政情報というのは特別な意味合いを持つということをきちんと書いておくことは必要かもしれない。

市民の自発性・自主性を前提とすることについてはどうか。特に団体に関する事などが書かれているが。

【委員】 前提ではなく、大切にすべしぐらいの方が、理念として前提にあつて、まず自発性・自主性がなければいけないんだというふうにとれるかなと思う。自発性・自発性がなければそのまま放置するという極端な話ではないだろうが、まず初めに自発性・自主性ありというより、必要性のある部分にはむしろ行政からの働きかけがあつてもいいかなと。積極的に市民がやろうと声を上げなくても、やらなければいけない部分はあると思う。それが前提という言葉で表されるのだとすると、それがなければ何もしないということになってしまわないか。自発性・自主性を前提にしてしまつたら、自発性・自主性がないところについては手をつけないのか。やりたくな

いこととか利益を生まない部分に対して、自発性とか自主性はそんなに生まれにくい気がするが、必要な部分はあると思う。そのときに、必要だが1人1人の市民の自発性・自主性がなければだめということにならないか。

【委員長】 それは必ずしも行政全般に係ることではなくて、いわゆる市民参加に関してということか。

【委員】 そうだ。

【委員】 私もこのタイトルの書き方を、単純に情報の共有とか、市民の自発性・自主性みたいな形にして、本文の市民参加は1人1人の市民の自発性・自主性を尊重し、みたいな形にした方がスムーズかなと思うが。

【委員長】 基本原則は、1つは方向性を示すということからすると、動詞的な要素が入っていると分かり易い。もう1つは、市民の自発性・自主性というものにどれぐらいの重みを置くかという話にも係ってくると思うが、前提とすると言うか、前提とするまでは言わないか、ということなのか。

【委員】 前提とするという意味がまずあって、最初にそれがありきという意味にとれる。これはとても重要なことだ。まず自発性とか自主性がある、そして始まるということ。つまり参加しなさいという形ではなく、まず市民が自主的に参加するという意思、最初にそれありきという意味で前提というのが出てきたと思う。

【委員長】 前提とはするが、仮に自発的に何か進まなかったときに、例えば市がそのとき、市民が誰も言い出さないなら何もやらなくていいという話にはならない、ということにもなると思う。むしろ前提とするとやった方が、市民参加の場合、市民を主体とした方がいいという考えだったと思うのだが。

【委員】 例えば自主性・自発性がなくてもやらなくてはいけないことはあるのではということだが、でも突き詰めて考えていくと、やりたくないことを強制的にやれということ自体おかしい。みんながやって当然だということに対して、それはおかしいとかノーと言う権利もあるわけで、前提という言葉が強過ぎるかどうかは別として、自発性・自主性ということがとても大事なことだと思う。

【委員長】 前提という言葉がどう捉えられるかというのはあるのかもしれない。先ほど言われた尊重という言葉も、前提と比べると軽いような気がしてしまう。もう少し強く言いたい、前提と言うと、それ以外だめという感じになってしまうのも強過ぎるかなという気がする。でも、むしろそれぐらい言った方がいいという考えもあるかもしれない。原則だから、こうやって市民参加で敢えて強く打ち出すと。

【委員】 やはりここは前提という言葉を使って、一市民としてどうあるべきかということを書いていくという文面でいいのかなと個人としては思っているが、団体の代表として出ている面も50%あって、一個人として考えれば、確かに前提だなと思うが、それがまずありきで、それがなければ動かないというのをここで認めてしまうことはちょっとだけ引っかかっている。ただ、今の議論を聞いて、確かに前提ということは必要かなと思うので、ここは前提でもいいかなと、今、思い直した。

【委員】 「市民の自発性・自主性を前提とする」という題名になっているが、中身はどちらかというと、むしろ団体の中での構成員のそれぞれの自発性・自主性を尊重した組織運営をすべきだということが書いてあって、今の議論の趣旨とちょっと違うような気がする。むしろここは参加条例の基本原則として、団体だろうが個人だろうが、その人たちが自発的に市政なりまちづくりに参加することが原則であって、条例としてはそれを支援、

あるいはさらに自主性・自発性が広げていけるような環境づくりをしていく必要があるという話なのではないか。

【委員長】 2つのことが書いてある。一般的な話として、これは個人だろうが団体だろうが、自主性・自発性という話がまずあるのと、もう1つ、個人の場合で考えると、団体を通してということではない、団体の中での自主性・自発性ということがあって、そこまでこの中に書き込むかどうか。書き込んだ方がいいのかもしれないが、バランスとして、必ずしもその2つが書かれているということが分かるような書きぶりでないということもある。そこも考えなければいけない。では、具体的にあとどういう話になっていくのか、ということでもあるが、個別の話になると、実は審議会のところとか、そういうところに関わってくる話ではある。

【委員】 私はまさに市民参加というのは、自主性・自発性が前提だとは思う。ただ、今、自主性・自発性を持っていない人はみんな排除していいのかということ、そうではなくて、より裾野を広げていくようなことを条例を通じてやっていかなければいけない。基本原則の中に書き込むべきは、その認識ではないかと思うのだが。

【委員長】 今議論していたようなことをここで書くということで、今書かれていることはむしろ後で出てくることに関わってくるので、そちらの方に回した方がいいのかもしれない。

【委員】 少なくとも条例に関する基本原則と位置付けるのであれば、もっと全体的なことであれば、社会の中で確かに団体の運営が悪いというような話も認識として出てくるのかもしれないが、ここも全体的なことか、条例に関する原則かという整理の中で考える必要があるのかもしれない。

【委員長】 もっと個別のことを考えるとやはりそこが出てくるということで、後に回した方がいいのかなというもある。それから、市民の定義のところでも触れる可能性もある。

3つ目の信頼と共感を大切にするというところはどうか。信頼と共感は大切にしなければいけないし、信頼関係を築いて共感を持てるような関係になっていかなければいけないが、そういう方向に持っていくような条例をつくるべきだということをもう少し入れた方がいい。形式的な参加ではなく、多様な意見を率直に出し合い、議論し合い、合意を形成していく過程を踏むからこそ、信頼関係の中で共感が醸成されるのであって、そのために参加の条例によってきちんとしたルールづくりをしましょうということになっていく。このような関係が豊かな協働関係を創造していくはずであるという方向に行くのとはちょっと違うかなという気はするが、間違っただけを言っているのではないが、原則として入れると、書き方の問題として留意すべき点があるのかなと思うが。

【委員】 信頼と共感はすごく大事だと思うが、例えば気になったのは、8頁のところでおっしゃったのだが、自分が参加したことに関してのフィードバックというか、決まったことに対して、もう少し丁寧な説明とか公開とかがあって情報が戻ってくると、信頼関係がさらに深まると思うのだが。ただ、参加するためには信頼関係が大事なのだが、信頼したことによって、さらに深めるための何かもう1つ、例えば一緒のところでも議論しただけではなくて、それが継続できる関係というものが含まれるとか、実施の状況が明らかになるとか、そういうものの積み重ねで信頼関係というものができていく。少し言葉が足りない。ちょっと表現が情緒的だ。

【委員長】 ルールができた後、信頼関係が深まっていくとなっているが、信頼関係を深めるためのルールをきちんとつくっていきましょうという原則でなければいけない。今具体的に出たフィードバックの話とか、そういうもの

も含めてここはもう少し書いた方がいいと思う。

では、第2節、八王子市の市民参加条例の望ましい姿というところはどうか。

ここでは市民参加という言葉も、現在の市民自治の中でも重要な基本原理だということと、かつ手続的なことをきちんと分かり易く示すという2つの大きな考え方があることを述べている。同時に、これは基本的な考え方としてあった上で、実際に条例をつくっていく上で、最初からパーフェクトなものをつくらうというのではなく、時代状況に対応して進化する条例というか、そういうものとして見直していけるような、という視点も入れていくと。この3点が入れているので、もう少しそこを明確に打ち出す形にすれば、内容としてはいいのでは。さらに付け足した方がいいとか、表現上こうだということがあれば意見を出してほしい。どうか。

それでは、次に、第3章に入りたい。市民参加条例に規定すべき事項ということで、ある意味で条例の中の条文そのものではないが、直接関わってくるようなところでもあるので、言葉の面でここできっちり詰めて、それが条文に入るかというところではないが、ある程度明確にしていく方がいい部分でもある。

まず総括的な事項ということで、1番目の市民の定義というところはどうか。よいか。

2番目の市民参加の定義だが、これはどうか。

【委員】 市民の定義で、国籍とか年齢とか、ハンディキャップ云々とか、ここでももちろんリンクすることだが、基本的にその人の置かれている状況が市民参加のために決してハンデにならないような状況をつくるのがすごく大事だということの基本原則の中に入れたいと思っていたのを言い忘れた。要するに、置かれている状況で市民参加のハードルが高くなってしまわないのではなく、そういうハンデは認めない、つまり言葉がなかなか通じないとか、社会的なハンディキャップを持っているためになかなか参加しにくいとか、そういうことで参加に対してのハンデを負わないということをどこかに明記しておきたいのだが。

【委員長】 新しくもう1つ原則を立てるか。ここまでを原則としてきっちり言うかということがあるが。

【委員】 要するに市民参加を進めるための姿勢だと思う。原則にするのかどうかというのは別として、姿勢としてどこかで謳いたい。

【委員長】 それもやっぱり基本的なところだ。原則なのか、考え方としては、ここでも随分と関連する議論は出てきたと思うので、どういうふうにするか。

【委員】 具体的に全部盛り込まなければいけないということではないので、ここは条例の中に規定すべき事項として、こういうものをきちんと具体的にここで固めておくという中に入れていけばいいのでは。原則だから、これも入れなきゃ、あれも盛り込まなきゃ、それでは条例にならないと思う。最終的に条例に規定する事項として、ここではこういうことを含むということで具体的にはっきりさせておく。実際入っていればいいのでは。

【委員】 基本的な姿勢としてそうだとすることは入れてほしいというのが私の意見だ。

【委員長】 何もかも入れるということではないが、その一方で、例えばここでも出てきた子どもとか、国籍上の問題とか、それから身体的な面も含めてハンディキャップを持っているような方々の市民参加はどういうものを考えるのかというのは、基本的にここでは重要な論点として出てきた。ここに、八王子市に住み、働き、学び、

活動するものとあるから、当然それは考えるべきだということであれば、そういう人達も含まれるんだからということになるのか、でもちょっと括り出して、そこについてはもう少し一言言うべしという考えもある。

【委員】 委員長の進め方自体がいい悪いではなく、今、1頁ずつやっているが、1頁の中で全ての概念を盛り込むとすると、まずこの1頁で訴えたことに対する説明が次項以降の頁で出てきて、全体を通して読むと漏れないという形でない。1頁ずつ点検していくやり方は非常に重要だが、むしろ全体像を見て、全体の中で漏れないかという議論をしていった方が効率としてはいいのかなという感じをちょっと受けたのだが。

【委員長】 皆さんは事前に全部読んでるので、前後に行き来しながら議論してもらって全然構わない。そのとおりの進め方でいいと思うが。先ほどの意見についてはどうか。

【委員】 前回、子どもの権利も確保するべきであるという議論が出たときに、迷って意見を出さなかったが、子どもを市民という概念から括り出して議論したが、例えば障害を持っている方も引っ張り出すということなのかとか、いろいろ考えた。そのときに思ったことは、障害を持っている方というのは特別に括り出さなければいけない立場なのかと。むしろ市民というのは、最初に決めたとおり、働き、学び、活動し、それが市民だということであれば、むしろ括り出すことによって特別な存在にするのではなくて、当たり前最初から市民という概念の中に組み込まれているという考え方に立ち返れば、ごく当たり前市民なんだという認識を持ってもらう意味でも、むしろ括り出さない方がいいという考えもあると思う。

【委員長】 多分そこは、一般的に言えば市民参加に対してハードルが高そうだと思うところをそういう属性で切り出してしまうことに対する問題を言われたと思う。それで言うのなら、例えばサラリーマンとか、20代から定年までの人達、これもほとんど同じように市民参加に対するハードルが高い。属性で切り出すというよりは、個々にいろんな市民参加のあり様があって、これに関しては、別に子どもだろうと大人だろうと、日本人だろうと国籍が別の人だろうと、障害者だろうと、なんの差もなく参加できますよというのあれば、こういう参加の仕方だとかいう属性の人はだめですねというのが出てくる。そういうことが出てきたときにどう考えるのかということも原則として入れるということだと思う。それをどう表現するか難しいが、そういうものに関してどう配慮していくか。大変だから助けようということもあるし、例えば意思を反映させるということなら議会があるのだから、市民の代表としての議員が代弁する形で物を決めてもいいのではないかという考え方も1つあるだろう。また、行政側が特別な配慮をするということもあるだろうし、市民側がお互いに助け合うということもあるだろうし、いろんなオプションがある。いずれにせよ、そういうこともきちんと考え方の中に含めていく必要があるということが今まで話されていたことだと思う。それを原則として掲げるかどうか。原則の部分もそうだし、この報告書の中でも定義の中でこのように出すのではなく、もう少し前面に出した方がいいのではないかと。定義の中で敢えてこう書くのも私はいいと思う。というのは、実際には八王子市民と言うと狭い意味で捉えている人の方が、そこに住んでいる日本人だけだと思っている人の方が圧倒的に多いと思う。

【委員】 第3章以降はできるだけクリアに書いていった方がいいと思うので、今言われたようなことは、前段階にうまく入れていくのかなという気がする。文章が長いという批判もある中で、その辺の書き分けは難しいが、

先ほどの基本原則ところ、例えば信頼と共感というのは最終的なゴールだが、情報共有というのは行為そのもので、レベルがちょっと違うような話が3つ、今、箇条書きになっている。例えば参加したくてもできない人がいないようにというのも、情報の共有とか市民の自主性・自発性とかに関連してくるもののような気がする。全ての人が臨むことができる、そこではハンデを負わないような配慮が必要とか、それによって、結局、市民の自主性を前提としつつも、裾野を広げていくような環境づくりをするとか、最終的には皆が信頼と共感を持てるような社会にしていくという、まさにここも基本的な考え方を箇条書きで分かり易く述べているということだと思う。第1節の部分を先ほど来言っているように、市民参加をめぐる基本的認識の部分と条例の考え方ということで2つに分けて、かつ、もう少し論理的な構成を考えて、うまく入れるしかないのではないかと。

【委員長】 基本原則は、既に挙がっている3つもそうだし、今言われたことを入れれば4つになるが、それぞれ次元は違う。論理的に切れない部分なのでそれはそれでいいのでは。重要な点だということを明確に打ち出せばいいので、そういう考え方でまとめざるを得ないと思う。考え方の部分で、実際に条文できっちり詰めていかなければいけないところとはまた違う。今言われたような考え方で整理したい。

定義のところに戻るが、6、7頁ぐらいのところはどうか。

【委員】 市民の定義は実際に分かっている人は少ない。市民というのは、八王子市に住んでいる人だけではないのかということを使う人もいて、活動する人でもそうなのかと再認識する場面があった。八王子市に住み、学び、働き、活動する1人1人という定義は市民に浸透していかなければならない、お互いに認識し合わなければならないことだと思う。先ほどから出ている年齢、国籍、ハンディキャップの有無、これは本来ならば書かなくてもいいことではないか、将来的にはカットしていくことではないかなと思う。最初はまずこれを入れておいて、将来的にここに書かなくてもいいような市民の認識になっていければいいと思う。

【委員長】 まさしくそのとおりだ。市民の定義、市民参加の定義、それ以降のことを含めて他の部分はどうか。市民の権利・責務、行政の責務で、学ぶという要素を入れてもらったのは非常に重要なことと思う。

4番目の情報提供・説明責任、これはかなり議論したということもあって長いけど、どうか。

【委員】 前の方の現状と課題でもう少し整理して、これも入れる形をとった方がすっきりするのでは。

【委員長】 ここは規定すべき事項なので、こういう課題があるというのは前に移して、情報提供とか説明責任を果たす上でこうしてほしいということをもっと絞り込んで書いてもいい。そうしましょう。

あと非常に気になっているのが、今のところも関わってくるが、4の情報提供・説明責任の一番最後の段落で「また、構想段階から」とあるが、構想とか計画立案とか、計画・立案とか幾つかあって、マネジメントサイクルの段階の捉え方が統一されていない。統一しておく必要がある。言葉を合わせておいた方がいい。

5番目、市民参加の対象ということはどうか。2行目で「必ず市民参加が行われるべき事項は条例に明記する」の「市民参加が行われるべき事項」は、この場合は何を指しているか。

【事務局】 条例や計画の策定という意味で書いたが。

【委員】 市民参加のメニューがまだはっきりしていないが、例えば今までも市長への手紙とか、窓口で意見を

言うとかというのも全部含まれるということでやってきた。そうすると、参加すべき事項があるわけではなくて、すべてが対象になると思った方がいいのでは。例えば市民参加になじまない定型的な事務や内部的な業務に関しても、多分、いろんな意見を市民が言ってくることがあると思う。もうちょっとこうしてほしいとかという意見も当然出てくるわけなので、参加の対象はここからここまでみたいな形にしない方がいいのでは。

【委員長】 要は全てだと。現実には定型的な事務とか内部的な業務での市民参加はどうかということ、難しいことは難しいが。

【委員】 例えば定型的な事務や内部的な業務、これに関してどうですかと意見を募集するというのではなくて、市民参加をもっと広く捉えるのであれば、当然、市民は意見を言ってもいいわけですね。そういうことまで含まれる市民参加というふうにならずと議論してきたと思うので、限定しなくていいのでは。

【委員】 言葉が欠けているのでは。行政側から市民側へ市民参加で行うべきものとして重要な事項だと、そういう意味だと私は解釈する。だから全てが市民参加だという発言のとおりだと思し、逆に最低限度これだけは市民側から要求がなくても行政側から市民参加を求めないといけない、そういう表現にした方がいいのでは。

【委員長】 行政側から見た視点で書いているので、こういう書き方になっているが、参加というのはいろんな手法があるので、もちろん全ての参加手法があらゆることに当てはめられるということではないが、基本的には市民参加が一般的に行われ得るということを前提とした上で、行政側が市民参加にアクションをかけていくときにはこういうことが必ず入ってきますよということになる。その書き方を明確にしていくということになる。大体趣旨としては、そこを明確にすれば大丈夫ではないか。よいか。

では、6番の市民参加の機会と手法、ここはどうか。3つの項目に分かれているが、(1)の行政運営を効果的に行うための参加のしくみ、先ほど申し上げたマネジメントサイクルの区分の名称は統一しなければいけないが、この中で2行目「適切で効果的な参加の手法を選択し、組み合わせて提供する」という、この提供するというのは、参加手法の提供か。

【事務局】 多様な参加機会を提供するということだ。

【委員長】 同じくこの中で、「本検討委員会では、特にこのことを『参加のデザイン』と言う言葉で表現し」とあるが、この委員会でそう表現をしていたか。

【委員】 マネジメントサイクルをつくることは重要だが、参加条例という視点から見ると、それぞれの中でどのように参加手法を入れていくかを示すということ、それを評価していくということ、全体を踏まえて、参加のデザインみたいな言葉では言ったことがある。括弧で括ると重要用語のように見えるので、検討を。

【委員長】 括弧で参加のデザインというのだけ括ると、ちょっと分かりにくい。ただ、中身で言っていること自体はここで議論していたことでいいとは思いますが、「参加のデザイン」と言うと言ってしまおうと大丈夫かなという気もする。そういう呼び名にするというのも1つの手ではあるかもしれないが。

【委員】 (3)の市民からの提案を受け入れるしくみということで「政策提案を受け入れていく体制を整えることが必要である」と入っているが、市民側からの手続をはっきりさせた方がいいかなと。

【委員長】 政策提案か。

【委員】 直接請求の活動をした話を前にしたことがあるが、直接請求制度が地方自治法に定められているのは、今回メニューにきちんと入れていなかった。そこで入れてもらえばいいのかもしれないが。

【委員長】 11頁に個別的な事項として、市民参加の方法として政策提案が挙がっている。ここも大きく書いてあるが、ちょっと分かりにくいと言えば分かりにくいところだ。

あと、2点目の直接請求の話だが、法律で決められていることを敢えて書かないということ、オプションとしてそういうものもあるから列挙する中にきちんと掲げておくということも……。

【委員】 市民側から見ると、多分、書いていないものは分からないと思うので、入れた方がいいのでは。

【委員長】 そういう考え方はあると思う。条例をつくったときにどういう書き方になるかは別として、この中でも、その他の中にも法律上もこういうものがあるというふうに入れていくという考え方なのか、項目を立ててやるのか。現に法律上あるものについても、こういうものもあるから、それをきちんと使えるようにしていかなければいけないというような書き方になろう。オプションの中に入れておいた方がいいのかなとも思う。

【委員】 私も意見を出したし、他の方からも出たことがあったが、地域別参加みたいな、住民投票を企画するとか地域別に話し合うとか、そういう視点は各所に出てきてはいるが、手法としての名前はついていないにしても、触れなくていいのかなという気はするが。

【委員長】 その辺はここでの議論からすると、トーンを敢えて落としているのかなという書き方になっている気がしたが、それはそういう意味か。何か意図的なところがあるのか。

【事務局】 条例に直接書き込めるかどうかという判断にもなるが、むしろ「実効性あるものにするために」に入れた方がということで、ここでは参加の考え方として整理したので、具体的なより実現性の高いものにするためにという部分で、地域別の参加を考える時期に来ているのではないかという文脈で理解していた。

【委員長】 私もそうだと思うが、それは後でまた議論したいが、もう少し前面に出してもいいのかなという気はした。どこまで書くかというのはあろうかと思う。あと、条例の中でということになると、市民からの提案を受け入れるしくみで、地域別ということも含めた公開の場とかネットワーク化されていくようなしくみはどういうことなのかというのは実はあると思う。この辺はどうか。もう少し、こういうふうに変えるというだけだと条例に直したらこんな書き方にならないから、抜けてしまうので、もう少し明確にこうだと言うのか、それとも、条例には載らないが考え方としてはこういうのがあるということだけに止めることになるのか。

【委員】 市民からの提案を受け入れるしくみにプラスして、市民が提案をし易いしくみだと思う。もう少し小さい規模で意見が出せる場をつくるとか、地区分けして、本当に小さなところでこれはどうかと聞けば意見が出し易いということもある。市民からの提案を受け入れるしくみプラス市民が意見を出し易いしくみということで、今の地区割りとかそういう話が多分出てくだろうと思う。

【委員長】 (2)の方とは違うのか。

【委員】 いつでも参加できることも重要であるというのは、全くいつでも自由ということ。地域別の構想は、

ある程度システムがある話だと思う。地域別のニーズをもう少し皆で検討できるような場をつくる、将来的にはもしかしたら地区行政みたいなことになるのかもしれないが、それを匂わずような形で入れていくとしたら、そういう言葉で、市民が意見を言い易い、提案をし易いしくみづくりというような、逆の立場からのしくみも1つ入れておいた方がいい。どれに関しても出し易いしくみは大事だが、そこで想定しているのが多分、もう少し狭いコミュニティで話し合う場を設けるとか、意見交換ができる場をつくるかということにつながっていくので、具体的なものを提案してもいいのかもしれない。

【委員】 具体的なものの提案という部分で、私は全体を通してみると、割合引っかからなかった。オープンハウスという概念が11頁に出てきていたと思う。オープンハウスは非常にいいなと思っていて、盛り込ませてほっとしている。しくみは必要であるということを謳っておいて、具体的な手法としてアンケート調査や市民会議があって、1人が声を上げやすいとか、例えばオープンハウスを地域に何個かつくって気軽に提案してもらうということが、後に書かれてあるというような形で何とかカバーできるのかなと思って、全体として見ていたのだが。

【委員長】 第1節の6の市民参加の機会と手法というところで機会に関する原則的な考え方が示されて、その次の個別的事項の参加の手法、方法につながっている。ここの構成を変えた方がいいか。総括的事項、個別的事項という分け方より、6の中に第2節の1を入れていく方が。第1節、第2節ではないのかもしれない。

【委員】 個別の方法のところの説明を入れておくというようなことでいいと思う。

【委員長】 確かに個別にはこういうがあるので、それを基本的な考え方として、一種の原則だが、1つはマネジメントサイクルという中で参加の機会を考えるのだと。市民が関心を持ったときに参加し易いようにすると。あるいは提案し易くするという考え方、それを入れ込んでいくということなのでは。

【事務局】 前回は、骨子案で議論したせいもあると思うが、個別的事項の最初に手法ということでマネジメントサイクルのことを入れたら、逆に総括的なところに入れるべきことだというような話だった。そのときに、手法の並べ方もこれでいいのかという話も出たので、その辺を再確認願いたい。

【委員長】 6に入れるかどうかは別として、6は確かに総括的なことだが、総括と個別という分け方がいいかという、それは前回私も少し引っかかってはいた。例えば第三者機関の設置や条例の見直しは個別事項かという、実はそれも総括的な事項だとも言えるので。こういう分け方ではない節を設けるとなると、ちょっとここは大きく分かれ過ぎるのかもしれないが。ここの括り方はまた考えさせてもらうが、今の機会とか手法で述べたようなことと個別のことがスムーズにつながるような構成にはさせてもらいたい。

では、現段階では個別的事項となっている1の市民参加の方法等、ここは前は触れていないところなので見ていきたい。今日はエンドレスでやるということだったが、時間がかかるようだ一回中休みをとった方がいいと思う。今日一応全部を見て、当初の予定だと最終回となっているが、これで最終回にするわけにいかないの、少なくとももう一度やる。ただ、もう一度のやり方については、今まで土曜日ということでやってきたが、最終回こそ全員集まってきちんとやらなければいけないところではあるが、日時の設定については、事前に送付させてもらって意見をもらうような形にすることも含めた時間設定を考えざるを得ないかもしれない。それは了解し

てほしい。今日延長することは、前回の時点でのアナウンスだったので、大変申し訳ないと思うが。

では、そういう進め方をしたいが、1時再開ということで、一旦休憩する。

{ 12:15 ~ 13:00 休 憩 }

【委員長】 それでは再会したい。途中で退席される委員もいるので、先ず、13ページの市民参加の総合統括担当の設置ということに関して、意見を確認しておきたい。

【委員】 コンシェルジュも別のところに出てきていた。その辺を少し整理する必要はあるのかなと。要するに市役所の中でどういう体制を置くのかという整理だと思うので、ここだと部署を1つに新たに作るぐらいのことが書いてあるようにも読めるが、そこまで必要か私も判断がつかない。ただ、窓口との横の連携を進めていく担当と、条例の運用する担当と、その辺が何人必要か、そこまで書かなければいけないのかもよくわからない。

【委員長】 1つは、今回の市民参加を進めていく上で市民が行政に関わっていくときに、マネジメントサイクルに依る市民参加と言っているが、行政のあり様そのものも変わっていくということがあって、そういうマネジメント面について役所の中の各部署がより効果的な市民参加ができるようにということが進められるようにしなければいけない。それを直接担当する部署という書き方になっている。それとコンシェルジュ的機能というか、窓口的機能というか、市民が役所にアクセスしたときに捌くというのと密に関連してくるかもしれないが、恐らく組織で置くとちょっと間違いがあるところだと思う。そういう行政の体制内の問題として書き込んでいくか、今の書き方がいいかというのはいろいろあると思うが、必ずしもこういう部署を新設するという意図で強く言っていたわけではない。この辺がどう読まれるかということを考えなければいけないのかなと思ったので。

【委員】 第1節行政が担うことということでは、結局この委員会で言うべきことは3の市民参加の視点からの市役所改革ということであって、その中にマネジメントサイクルに依る参加の手法と市役所内での情報共有と職員の意識改革、その中に推進していくような担当者が入ってくれば良いと思う。こうやって2で大きく書いて、その割に4行ぐらいしか書いていないと、却って議論が中途半端のような気もするので。

【委員長】 また後で3の中に入れ込むような形で検討することにしたい。

では、先ほどの続きをやっていく。9頁、個別的事項の市民参加の方法だが、先ほども話したように、ここは前とのつながり方を整理するということになる。その他を入れて全部で9つ挙がっているが、全体の構成、順番、それもあろうかと思うし、個々の中身の問題もあろうかと思うが、1つずつ見ていきたい。

広聴のところはどうか。

【委員】 9頁1行目の「ネットワーク化されていくようなしくみも」というところ、先ほども委員長も、恐らく条例から消えてしまうのではと言ったが、この広聴のところは八王子市が今後さらに充実していかなくてはならない大きな部分だと思うので、「拡充していくことが望ましい」ではなくて、もっときちんとそれが必要だという表現にすべきだ。そういう中で、先ほどのネットワーク化されていく部分も何か組み込めないかと思う。

【委員長】 ネットワーク化に組み込めるかどうかはともかく、その前提となる、少なくとも必要なことであるのは間違いなく、「望ましい」だと少し弱い。きちんと拡充するべきであると打ち出すところだと私も思う。

【委員】 今、実際に実施されている市長への手紙などは抜けているが、何か理由が。

【事務局】 抜けているというのではなく、個々のものは特に入れていない。

【委員】 でも、広報も具体的に書くところでは。

【委員長】 広聴の中に入るだろうが、市長への手紙というようなものが既にあるけれども、さらに拡充すべしというようなニュアンスだったのでは。ここの書き方としては。

【委員】 広聴に関しては、あまり具体的な議論はしていないと思うが、この中に入るのはどんなものか。

【事務局】 市政世論調査だとか、市政モニター制度だとか、そういったものだ。

【委員】 今やっているような結構多くのものはここに入っているということか。

【委員】 そのことが読んだ人は分かるか。

【委員長】 個別に列挙した方がいいと思う。さらにそれをどう拡充するかをもう一步本当は書きたい。より効果のあるものにしていくということだろうし、どの段階でどうやるかによって、効果を高めるということもあるだろうから、そこをきちんと考えてほしいというような、マネジメントサイクルにも関わってくることだ。

【委員】 議論の中で出ていた広報の仕方、例えば講演会があるが講師の名前まで出ないというのが、幾つかこの中でも出ていたと思うが、今の広報は情報がかなり不足している。市の広報紙に関していうと、欲しい情報が出ないというところがすごく大きくこの委員会の中でも出てきたと思う。

【委員長】 参加という形なので、広報のことはここでは挙がっていない。

【委員】 でも、広報紙に市民の情報を提供する場がある。

【委員長】 どう捉えるかによるが、情報提供とか情報の共有とかに関わってくるのだろうが。

【委員】 ネットワーク化の方向が基盤になるというところでいえば、そういう役割を果たす……。

【委員長】 それは抜けているなと思った。どこでどう入れるかというのはあるが、やはり広報のあり方というのは、この委員会でも随分やったし、どういうふうに……。

【委員】 市民への情報提供という点からは、市の広報は非常に役に立つわけで、もっと展開させる必要はある。

【委員】 条例の中で行政への参加だけというふう限定してしまうと、どういう整理をするか……。

【委員長】 よく広報広聴とまとめて言うが、そこで入れてしまうか、それとも、具体的なことで書き易いということ言えば、情報提供、説明責任のところでは広報のあり方について、もっと拡充すべしということをきちんと謳い込む方が自然か。前の項目でいうと、第1節、総括的事項の4番目の情報提供・説明責任、広報活動としては現在、広報紙とケーブルテレビ、ホームページはあるが、さらにこれをきちんと拡充していくと。

【委員】 それは広聴には入らないのか。

【委員長】 例えばインターネットだと返信できるので、広聴に係ってくるのもある。そもそも知らせないと返ってこないで、よく広報広聴とまとめて言う。広聴の前提として広報がある場合が大きいですが、必ずしもそれだ

けではないと思う。情報の共有を前提とした上での広聴ということだ。そういう点も明確に打ち出していか。

【委員】 私はもうちょっとここは素朴な市民の、生活している上での疑問とか提案を発露する場かなと思ったのだが。市長へのはがきとかメールとか、あるいはタウンミーティングなんかで市長に直接、話したりするものかなと思うが、あと、市役所に電話して文句を言ったりとか、ここにこうしてほしいとか、そういうのはすごく多いのではないかなと思う。これをどこまで入れるのかなということだが。

【委員長】 それも含まれると思う。どこまで広く捉えるか。先ほどのコンシェルジュのようなことも含めてということにもなるかもしれない。その辺はまだここに書かないとしても、いろいろな役所への問い合わせも含めて、苦情等を広く市民から出てきた意見だと受け止めることが行政にも求められてくるということは必要だと思う。そのことも分かるように入れておくか。ここは非常に重要なところでもあるので、考え方は入れておきたい。他にどうか。いろいろつながってくるので、項目を自由に行き来して構わないが。

【委員】 第10回の傍聴者意見で、パブリック・コメントのところにパブリック・インボルブメントも加えてほしいというのがあったが、それに関して説明してほしいのと、あと必要なかどうか。

【委員長】 今までパブリック・インボルブメントみたいなものは八王子市ではあったか。

【事務局】 公式にはやっていない。

【委員長】 パブリック・インボルブメントもどう定義するかというのはあるが、基本的には文字どおり巻き込んでいくということで、有名な例だと、横浜市が道路の建設のときに周辺の住民の参加をやった例がある。ある課題に関して、直接・間接も含めてなのだろうが、利害関係者の参加を求めていくような、それも一種の参加の手法としてあるのだが、パブリック・インボルブメントというと、パブリック・コメントとよく一緒に言われることもある。ちょっと違うといえば違う。

【委員】 賛否両論者の意見を巻き込んで議論する場ということか。

【委員長】 そうだ。場がつくられて、そこで進めていくという形になる。インボルブメントは、これもまた片仮名で分かりにくい言葉だが、日本語では何と置き換えているか。

【委員】 新聞などでもP Iとなっている。

【委員長】 ダム建設とか公共事業などで使われるのが一般的な手法だが。

【委員】 そういう事業に、まさに巻き込んでいくことで、P Iはプロセスだ。一回限りの例えばワークショップとか審議会とか、この委員会でいえば参画に近いような、それをもう少し利害関係者を含めていくと。

【委員長】 分解すると、ここのいろんな手法を全部足したものだ。いろいろなやり様があると思う。ここで言っている市民参加の考え方に表されているようなことだと思う。パブリック・インボルブメントを敢えて入れるか入れないか。入れなくても大体カバーできているかなと私は思っているが。

【委員】 協働と同じで、最近よく聞く言葉なのに入っていないということであれば、その他に入れるのかと思う。この委員会でいえば、マネジメントサイクルをつくって、その中で参加させていくということに近い。ただ、公共事業で利害関係者を最初に設定していくということではあるのだが。

【委員長】 P Iという言葉を使うかどうかは別として、利害関係者というのはいろいろ議論の中でも出てきた話で、その辺がちゃんと入っているかどうか。パブリック・インボルブメントの考え方としては、周知のこととかそういうところで、ちょっとそこは入れておきたい。言葉そのものより、そこに込められている意味合いとしては、その点が重要だと思うので。それを入れるとすると、手法のところではなくても、何かそういう発想というのは、先ほどの原則のところでは信頼と共感を大切にするという中で、ちょっとこれは一般的過ぎるかもしれないが、また、利害の関係が異なる関係者の間でもきちんと議論ができるような場を設けていくとか、そういうところを入れてもいいのかもしれない。そこまでいくとP Iと離れ過ぎるのかもしれないが。

【委員】 10頁の市民会議・ワークショップの最後も「活用が望ましい」ではなくて、ここもちょっと語尾を変えておいてもらった方がいい。

【委員長】 積極的に活用されるべきであると。

私が非常に気になっているのは11頁の政策提案だが、これは具体的にどういう議論がこういう形になったのか。

【委員】 私が提案したと思うが、行政発ではなくて市民から政策提案をすることも重要なことではないか。直接請求という話も出たが、直接請求以外にも、例えば日常的にいろんなグループで情報を市に出したり、予算要求という形で市民発の政策提案する場面は今までもたくさんあると思う。そういうことをイメージして言った。

【委員長】 これだとかなり漠然とした感じだ。これ自体は非常に重要なことだと思うが、だから今まで直接請求なども含めたいろいろな形で提案、提言していると思う。そういう形に書き換えてみるのがいいかもしれない。

【事務局】 現実にやっている例としては、八王子市で補助金制度を改革したときに、それまではメニューに沿って補助を出す方式だったのを、市民側から事業提案し審査委員が審査して採択していくという市民企画事業補助金制度を導入した。それも基本的には市民側からの政策提案という意味合いを行政側としては意図している。

【委員長】 政策というと大き過ぎるのかもしれないが、市民側からの提案だ。補助金でいえば、補助事業の提案ということだろうし、もっと大きく、それこそ一般的な政策提言をすることもあるだろうし、その辺を広く入れられるような言葉を使って項目を立てて、今までのしくみなども含めながらまとめるのがいいかもしれない。

審議会等の10頁、団体からの推薦委員について、実際、団体の方が入ることが多いが、どう考えるか。純粹に文章としてどう捉えるかというのは、4行目の「場合によっては団体枠にも公募制度を導入する」は、団体枠をつくった中でいろいろな団体が手を挙げるということか。公募の中で団体の人たちが手を挙げるのではなくて、団体枠というのがあって、いろいろな団体が手を挙げて選ばれるという意味で書いてあるのか。

【事務局】 会議の中でそういうことも必要かもしれないという発言もあった。例えば障害者関係の計画や条例の策定時に、一般市民の公募も必要だが、障害者関係団体からも出てもらおうというとき、今までのように八障連にストレートにお願いするのではなく、障害者団体の中で手を挙げてほしいという枠だとイメージした。

【委員長】 いろんなものがあると思う。「場合によっては」という書き方もどうかと思うので、柔軟にやれる形をとれるように書いた方がいい。これも実際どうだろうか。既にウチに声をかけるのは当たり前だと思っている団体が幾つかあると思う。特にそれぞれのテーマごとになればそうだろうし、実際、例えば団体枠を全くなく

して、団体の人も一般の市民と同じように手を挙げてくれと言っても、なかなか難しいだろう。団体枠をつくって公募するにしても、何故そうしなければいけないのかということになるだろう。

例えば障害者の問題を扱うとき障害者団体に出てもらふことは必要だし、団体から出てもらふ枠をある程度きっちりつくってしまってもいいかもしれないが、どんな場合も団体枠が固定してあるというのが、ちょっとどうかというのはあるだろう。あるいは、何故この団体なのかということがどれだけ説明できるか。前にも何故今回は各団体から出てきているのか聞いたが、それはだめだと言っているのではなくて、根拠があって出しているのかというと、それはなかなか説明がつく話ではなく、そこをどう考えるかということだ。根拠が問われないための形だけの公募だとすると、本当に入れるかどうか。この辺は実際ここにいる団体の方々はどう受け止めるか。

【委員】 団体の人でも、こういう審議会が開かれることを知らないところがたくさんあるのでは。だから、知らない団体にこういう委員を出してほしいということを知らせず、あるところで必要だからこういう人たちが委員を出してくれるという実績のもとに決めてしまうと、結局その繰り返しになってしまう。八王子市ではいろいろな団体があり、またこれから生まれる可能性があるので、団体からの委員の選び方は一工夫が必要だと思う。

【委員長】 今選ばれている団体がいい悪いという話ではなく、少なくとも広がりが出てこない。そういうことも含めて、何が何でも変えなければいけないという話ではなく、もっといろんな団体の方々に参加してもらって、これは行政側も、今までこういう経緯で来たというのは、特定の付き合いがある団体の方がやり易いということも当然あるのだろうが、いろいろな団体があって、そういうところが知らないままになっているということではないのかどうか。特にこの委員会でも実はそういうところが本当はあったと思う。これを機に変えていくというか、それぞれのテーマによっても違って来るだろうが、さまざまな団体が参加していけるようなしくみにしていくという意味でも、公募制度は非常に有効な手段であるということは強く出していいだろう。

【委員】 そういうことは、結局、ワークショップをやった、公聴会をやった、そういう団体の選定と関係があって決まってきてしまう。今回のフォーラムもそうだった。大体その人達が出てきているので。

【委員長】 声が掛からなかった団体の人は出てこないということか。

【委員】 なかなか知る機会がない。

【委員長】 そういう意味では、確かに加入者が多い団体にはある程度声を掛けるということにもなるのかもしれないが、1つの尺度だけで切っていける話ではないと思う。より効果のある市民参加という視点から、そういうことを含めて考えていくということになるだろう。

【委員】 理想としては全員公募委員だ。意欲のある団体なら、その団体の中でこの人に応募してもらおうということで、あるいは複数の人で、いろんな団体の中で何人が応募しようという形で個人で応募して、応募書類に例えばこういう団体で活動していると書くかもしれない。団体推薦委員という決められた中での委員と公募委員と、先ほどの自主性・自発性でいくと、このテーマに対して、切実に関心があるからこそ委員になりたいという人が委員になるべきだと思うので、将来的には全員公募委員とするのがいいと思う。

【委員】 団体枠を今設けている理由というか、根拠みたいなことをちょっと聞かせてもらえるとありがたい。

【事務局】 今回は、従来いろいろ参加というときに声を掛けたり情報を流したりする付き合いの深いところ、あるいはハンディキャップとか、参加しにくいバリアがあって、そういうところをカバーしていくため実態をよく承知している、そういう情報を一番持っているであろう団体であるとか、そういう趣旨で選んだ。

【委員】 団体推薦がいいか悪いかということについては、発言はかなり慎重にしなければいけない。ある組織で公募にしたがために、たまたま利害関係がある、積極的にその会に参加したい人たちが何人も委員になって、その中で話し合いをしたときに、その問題に対してそれが通った場合に利益がある個人なり団体なりが大量に人を送り込んできて、結果として1つの組織が3票も4票も持つてしまうことになるというリスクが現実起こったことがある。今、ここでは委員同士信頼しながら話し合いを進めてきているが、そういうリスクヘッジということからいけば、行政側としても、普段からの付き合いの中でここは大丈夫だろうとか、そんなに無茶な選び方はしないだろうと。基本的にはやる気のある人を集めて公募ということに賛成だが、ただ、全部公募でやってしまうと、リスクも、現実そういうことが起こったことがあるので、多少あるのかなと。

【委員長】 私も実際関わっているもので似たような状況もある。あともう1つ、公募の信頼性というか、どれぐらい公募委員の選考がきちんとされているかという問題もある。どれぐらい周知しているところから手が挙がってきているか、実際選考するときの基準が明確で、それに基づいてきちんと判断されているか、そこを問い出すと結構難しい話になっていく。だから、答えは1つではないと思う。基本的には公募、手を挙げて、意欲があるということは前提にはなってくる一方で、公募だから全て正しいということにもならないだろうし、利害であるとか、あるいは特定の考え方で1つの委員会が占拠されてしまうというようなことになっても困るし、審議会がどういうテーマでどのように扱っていくか、政策決定過程全体の中でどれぐらいの比重を占めるのか、そこで議論されて決まったものがそのまま市政に反映されていくのかどうかということとも関わってくる。1つ答えを出せば済むという話ではない。そういうものを十分踏まえた上で、ただ一方では旧来の固定的な枠で、これは団体だけではなくて個人でもそうだと思うが、選ばれていくというのではない考え方、より広がりを持つような委員の選定の仕方ということを考えていくという要素をここに入れておく必要があると思う。

【委員】 結局は何故その人になったかという根拠を明らかにせよという、その1点かなという気がする。ただ、そのことに対する答えが非常に見つけにくいという意味からいくと、どうしたらいいのか。

【委員】 審議会のメンバーは限られた人数だ。限られた人数で最大限いろんな意見を吸収していかなければならないので、いろんなメンバーが必要だ。公募の人も団体も必要だろう。今回はさまざまな団体が限られた人数の中に幅広くいろんな分野から来ている。団体だと何百人という人が後ろにいて、ある程度、自分の意見だけでなく幅広く意見を背負っている。1人が来ても後ろにたくさん意見を抱えているので、幅広い意見が出せる。今、団体枠が固定化するのではないかということがあがるが、いろんなテーマでいろんな審議会が重ねられていくことになれば、必然的にいろんな団体に声を掛けていくようになるかと思う。審議会もそんなふうに、いろんなステップを踏んで広がりを見せればいいのか。最初からこうでなければならぬということではなくて、いろんな意見を反映させることができるメンバーを選んでいくという大きなスタンスがあればいいのでは。

【委員長】 まさにそのとおりだ。もう1つは、審議会自体のウエイトの問題があって、いろんな参加手法がある中で審議会だけで全て、それで市民の意見を聞いたことにしようと思うから、選び方はどうなるのかということが益々争点になる。今回も十分な形とは言えないかもしれないが、途中、ワークショップ的なことを加味してやってきた。そういうものを取り入れながら、全体の政策決定のプロセス、全体の中でどんな位置付けになるかということ、これも審議会だけではなくて、他のものもそうだが、トータルに考えていく視点も必要だと思う。

他に、今出た審議会からさらに市民会議というものもあるが、あるいはワークショップ、公聴会、説明会、その他があり、特に今回市の方としてもぜひ条例制定を機に入れていきたいというパブリック・コメント手続だが、これを議論したときにどうだったのかということがある。パブリック・コメントの2行目で「別途単独に条例を制定するなり」というのが入っているが、横須賀市とか、単独条例を制定しているところもあるという話はしたが、「なり」というところでも単独条例を制定することを入れるようなニュアンスの議論をしたか。

【事務局】 いろんな方法があるという確認はした。

【委員長】 こう書くと、我々の議論していた以上に単独条例もありかなというような感じにとれてしまう。

【委員】 以前、私は単独条例というよりも、市民参加条例の中にパブリック・コメントを規定して、具体的な内容については施行規則や実施要綱を将来的に制定したらいいのかと発言した。

【委員長】 多分そうだった。条例の中で位置付けるのは大前提。市民参加条例の中で位置付けて、詳細はここに書いてあるような規則や実施要綱で定めることが望ましく、これは当たり前だ。そういうことだったと思う。

【委員】 4番の市民会議というイメージがちょっとよく分からない。例えば前からも出た日本語の分からない方、理解が難しい方達が日ごろ置かれているだけの状況ではなかなか意見を言わないが、いろんな人達と話し合うことによって、修正も含めながら自分の意見を持つ、そういう役割を持つのであれば、ここにも、今の時点で非常に情報が届きにくい、言葉のハンディキャップもあってなかなか意見交換ができる立場にない人達が集まって意見交換するような市民会議の設置とか、そういうことまでも含めてもいいイメージとしてあるなら、具体的に何か書いた方が。どういう場合にこういうものが有効だと書いた方が実効性があると思うが。

【委員長】 そういう意味での市民会議とちょっと違うと思う。市民会議、ワークショップとしているが、審議会との関係で、ここの整理の仕方は微妙かなと思うが。捉え方にもよるが、市民会議というのは、機能的に言えば審議会に近いものだが、いろんな人が来て、ここにも書いてあるように定員を設けずに誰でも参加して欲しいという要素がかなり強い。ワークショップというのは、確かにいろんな人が集まるが、審議会とか市民会議みたいに準決定機関的なものではない。そこを通じていろんな人の考え方を引き出すということになってくる。例えばこういうテーマだったらどうかという意見をまとめてみるようなことだが。

【委員】 実は外国人市民会議というのが具体化されつつある。9月ぐらいから第1回市民会議の委員を公募するが、外国人が市民会議を開くことになっている。この文章に含まれているのではないかと私は思っているが。

【委員長】 その外国人市民会議の場合は、外国人は誰でも定員を設けず、たくさんの方が来れば……。

【委員】 一応定員がある。

【委員長】 その場合に言っている市民会議とここでいう市民会議は違う。そういう意味で使っているのではない。方法としての市民会議だ。

【事務局】 今、市で立ち上げようとしている外国人市民会議は、ここの中の分類では審議会の方になる。

【委員長】 審議会だ。ここもまた非常に難しいところなのだが。

【委員】 ここでワークショップと並列しているのがちょっと。まさに書かれているとおりだが、市民会議の議論の手法としてワークショップを使うという。

【委員長】 別に市民会議でなくても、審議会の中でワークショップを入れてもいいし、別の手法として整理した方がここはいいのかなと思う。先ほどの話の流れからいくと、審議会と市民会議が別々でもいいが、一緒にして、例えばもっと市民会議みたいな極端なものもあると。旧来の審議会みたいにぴっちり行政が決めたものもあれば、少し公募を入れたものもあれば、公募すら外して誰もが参加する市民会議があると。大体イメージとしてはそういう捉え方をするのはないか、審議会と市民会議の関係では。

【委員】 多分これは人によってすごく違うと思うが、私は5番の公聴会・説明会、いわば従来型の説明する場のだが、むしろこういうのに本当はワークショップなんかを取り入れて、P Iみたいにしていこうというのがこれからの方向性じゃないかなという気がする。

【委員長】 市民会議そのものはワークショップに近いことをやる。誰でも参加していろいろ議論を出して。

【委員】 個別事項というのはどうだろうか。

【委員長】 今も外国人市民会議の話が出たが、これはちゃんと書いておかないと分からない。市民会議というと、市民が集まって会議すると。別に定員がどうのこうのとかというのではなくて、特別な意味で使われている。その市民会議も、行政側が用意する市民会議もあれば、本当に市民が勝手に集まってワアッと決めて、行政と協定を結んでこの政策をやりましょうというのものもあるわけだ。そこをきちんと整理しなければいけない。

【委員】 総合計画や分野別の基本的な計画の策定云々というのがあって、最後に、そういう市民会議をどうするかと、これは定義付けしていたわけでしょう、ここで使っている市民会議は。だから、市民会議方式は主語なので先頭に持ってくるとかということで文体を整理すれば、今の誤解は回避できるのでは。

【委員長】 ただ、もう1つ入れると、行政側が設けるのと市民が勝手に まあ勝手にという書き方はできないが、市民側がやるものもある。

【事務局】 実は市民会議とワークショップをセットにすると、きっと何か指摘を受けるだろうということを承知で組み合わせている。そもそも、この節の中で市民参加の方法という言い方にしているが、手法というのと方法というのと言葉の使い分けも1つあるし、いわゆるスタイルというのか、形式的な部分で言っているのが審議会であったり、市民会議であったりするのかなと思う。ワークショップというのは、議論そのものの方法という捉え方が強いのかなと思うので、ワークショップをどう位置付けるかは、逆にこうしたらという意見をここで出してもらえるとありがたい。

【委員】 私が市民会議でイメージしていたのは、八王子ゆめおり市民会議のような、もっと前段階の意見を出

す場みたいな形の市民会議なのかなというふうに思ってしまったのだが。

【事務局】 ゆめおり市民会議のときはパートナーシップ協定までは結んでいなかったが、素案づくりそのものを任せるとか、そういうものを想定している。

【委員長】 そういうことか。ゆめおり市民会議をワークショップ的な形式でやっていたということで、出てきたわけか。市民会議の運営自体はワークショップのような方法で行われるのが一般的なのは確かだが、でもそれは違うというか、それを分けるべきなのかどうか、まさに全体のまとめ方の話でもある。市民参加の方法、方法と手法はどう違うのかということでもあるのだが。

【委員】 例えばこの市民参加の検討委員会というのは、どこに入るか。

【事務局】 ここの整理では審議会だ。

【委員】 ワークショップは、それぞれのいろんな方法の中の1つのやり方という位置付けだ。例えばこの委員会でもワークショップをやったし、市民会議の中でもワークショップを使ったし、先ほど出たように公聴会とか説明会ではもっと意見交換できるような場があった方が当然いいということなら、それぞれに使える方法だ。

【委員長】 ワークショップは、自ら政策であるとか事業であるとかを提案に結び付けていく作業を通じて、実際にでき上がったものを反映させるかどうかということもあるのかもしれないが、それ以上にいろいろな作業をやっていく中で気付いていく。公聴会や説明会で取り入れるとすれば、今まで行政側が何を言っているかよく分からなかったのが、実はこういうことをやっていくのか、こういう問題点があるから行政側もこういうことを言っているのかと理解する、でもそうだからといって行政側の言い分のままではないことももちろん出てくるかもしれないが、そういう手法として使われる。もちろんそこでまとめ上げたものが意見として最終的な報告とか提言に結び付いていくこともあるが。ワークショップというと、決めるということよりも学ぶということに比重がある手法だ。だから、これは分けて書けば、それぞれ言っていること自体は全く問題ないことだと思う。

11頁の住民投票だが、非常に気になるのは、「住民投票は住民の直接的な意思表示手段として必要かつ重要な市民参加の方法であるが」の「必要かつ」は入れておいていいか。必要とまで言って、では何故、将来の課題に先送りするのとなってしまう。もう少し検討せよということは書いてあるからいいが、重要だというのはいいが、どこまで必要かという話はそれも含めて検討しなければいけないと思うので、ちょっとこの言葉は抜いた方がいいかなと思う。ここでの議論ではそういうニュアンスだったと思うが。

【委員】 これも語尾の問題で、住民投票のところ「望む」というのが結構たくさん出てくるが、してほしいという、もう少しはっきりした言い方がよいのでは。

【委員長】 必要というのは落とすこともあるが、それを受けて、さらに望むというと、本当にそのままになってしまうので、きちんと考えてくださいということは我々の委員会の中でも出た意見なので、語尾は変える。

政策提案は先ほど見たが、その他ということで、オープンハウスとか、あと、いろいろな自治体で取り入れられ始めているが、電子掲示板とか電子会議とかというのが挙がっている。他にここに挙げておくものがあるか。

【委員】 住民投票について詳しく議論する場ではないので、どこまで書いたらいいかわからないが、住民投票

の中に市民の発議による住民投票もあるというような。

【委員】 議論の中でも確か出ていると思うので。

【委員長】 市民発議の住民投票制度を検討の対象にしてほしいということか。

【委員】 検討の中に含まれるので、そこまで書かなくもいいのかもしれないが、従来の住民投票以外に市民の発議による住民投票を行うといった表現を入れるべきだと思うが。

【委員長】 住民投票制度を取り入れるとなれば、市民発議の規定がない住民投票になることはまずないのではないか。少なくとも検討されないことはないと思う。検討した結果、バツということはあるかもしれないが。

【委員】 住民投票の議論があったときに、公式なものと地域の小さい部分でという2つの議論があった。ここを見ると、公式的なことと受け取る。住民の中で、周りの人に皆さんはどう思っているかということをも市民が自発的に投票して、出た結果をもって行政に意見を言えるようなシステムというのも1つの手かなと思うので、ここに書いてある公式なことではない部分をどこかに入れておくというか、住民投票という名前にするのがいいのかわからないが。

【委員長】 それは住民アンケートだ。先ほどのアンケートとも重なってきってしまうが、さらに地域を限ってとか、あるいは全市でも構わないが、住民投票という、ちょっと重みが出過ぎてしまうけれども、住民アンケート的なものも適宜。ただ、それは(2)の方に入る。

【委員】 その他の方に入れて、そのことについても行政がちゃんと受け止めるシステムがほしいと。

【委員長】 地域レベルで住民主導で住民アンケートみたいなものを作っていか、そんな感じか。

【委員】 請願という手法もある。今の論議を聞いていてちょっと思い出したが、いわゆる請願というのは私もやったことがあるが、非常に狭い地域で抱えている問題を解決するために、これは議会に出すのだが、それに関わる住民の投票まではやらないにしても、署名簿とかそういうものをつけて、こういう理由だからこうしてほしいというようなことでやっている。それは住民投票ではないだろうが、1つの参加だろうと思う。

【委員長】 それは多分先ほどの政策提案の中に入ると思う。

【委員】 政策提案に入るのかどうか。私は、違法操業を何とかしてほしいということでさんざんやったのだが。

【委員長】 市民側からの提案、請願というぐらいのイメージで8番のところを書いて入れたらどうか。

【委員】 私のイメージでいくと、請願、政策提案。

【委員長】 請願だと、提案までいかないか。実際困ったことでここを何とかしてほしいということだ。

【委員】 どうしようもなく、「行政助けてよ」と飛びついていったわけだ。

【委員長】 そうなると、それは参加なのかということにもなってくる。

【委員】 そうだ。今まで一度もこの検討会の中で請願という言葉は出てこなかったと思うのだが。

【委員長】 今まで現にやっていたのは、こういうことで困っているから何とかしてくれ、ということだが、こういうことに困っているからこうしてくれという請願の出し方も可能だろう。そうなってくると、少し参加的な雰囲気が出てくる、利用の仕方によっては。

【委員】 確かに住民投票の議論の時に、請願に関する署名に対する信頼度がどのくらいあるのかという話をした。であれば、むしろ請願という中で付き合いだ何だということで署名したことが根拠になるのであれば、投票を講じていく方がむしろ信頼度があるのかなと。投票方式がどのくらい信頼度があるのか分からないが。であれば、むしろ住民投票と名前を変えるにしても、投票方式が少しでも実態に合うのかなと。ただ、そこまでここに盛り込まなくてもいいのかなという気も今していたが。

【委員長】 住民投票という大きな政策的な争点になるようなところまでいかない軽微なテーマについて、例えばある特定の地域内で、場合によっては市民主導で住民投票的なアンケート調査といったものを活用して参加を促していくというようなことは考えられる。この並びで入れていくと、では、どういうことなのかということ。ただ、そういう考え方もありますよというのは、どこか他の所に入れられるのかなと思うが。

【委員】 今出た請願とか陳情というのは議会に対するものだ。ここは議会について触れていないが、重要な市民の市政への参加というか、意見表明の場であるという話だと思うが、それをどうするのか。

【委員長】 その他に加えることもできる。そういう手法も併せてやればより効果があるだろうという言い方になるかと思う。今のところはよいか。

次に、第三者機関の設置というところはどうか。非常に簡単に3行書いてあるが、具体的な制度設計的なことまでは言っていないが、やはりポイントとしては、実際に市民参加条例が適切に運用されているかどうかということをチェックしていくということで、必要な場合に市に提言できるということだ。これについては、なかなか現段階では書きにくいのかなと思うが。

【委員】 誰が第三者機関となるのかという人選のイニシアチブを持つのは行政か、市民か。

【委員長】 一般的には市長の諮問機関としてという位置付けになるだろう。これも考えようによっては、第三者機関というと大体そうなるのが普通だが、幾つかあって、純粹に市民側の方でつくれるかもしれない。ただ、そうすると、市との関係というのが法的には難しくなってくる。あるいは勝手に市民が第三者機関をつくってもいいわけだが。

【事務局】 15頁の「市民ができること」の最後の2行にその含みは一応入れてある。

【委員長】 もう1つ、条例そのものを変えていくというか、進化する条例という形にしているので、実態に合わせて、社会の変化に合わせて変えていくことも提言できるという機能も入れた方がいいかもしれない。

それでは、3の条例の見直し。今の点とも絡んでくると思うが。

【委員】 条例の見直しということで、定期的に見直すための第三者機関が当然必要だと思うが、もう1つは、一般的にも自己評価的なものが並列してあった方がよりいいのでは。どういうふうに入れたらいいのかが分からないが。つまり、今どんな状況かというのが分からないと見直しもできないだろうし、第三者から言われたことだけが全てではないと思うので、自己評価的なシステムを入れておいた方がいいと思うが。

【委員長】 多分その次の方に入っているということになると思う。事務事業評価の中に市民参加はどうかという評価項目を入れてしまえばということも前に言ったが、行政評価制度との関連も考慮しつつとあるが、評価項

目として市民参加というものを明確に入れて具体的に進めることを書き込んでしまいたい。

【事務局】 13頁のマネジメントサイクルの方に書き込む。

【委員】 参考までに聞くが、条例は何年に一遍ぐらい見直されているのか。

【事務局】 定期的に見直すということを組み込んでいる条例は多分ないと思う。

【委員】 誰かが発議しないと見直しされないのか。

【事務局】 そうだ。条例が改正されるケースは、新たなものを付け足すとか、法が改正されて、それに関連して変えろとか、何らかのそういう要請が高まってということになる。

【委員】 そうすると、失礼な言い方だが、世の中の変化を先取りして条例を変えていくという対応はできない。常に後追いのものが多いのか。

【事務局】 実態はそうだ。現実が先行してしまって合っていないではないか、それでは変えなければ、というケースが多いと思う。もちろん、法改正で予測できるので変えるということがあるが。

【委員長】 法改正というのが一番多いだろう。あと、自治体にもよるが、結構、条例を新しくつくったり変えたりするのが好きな首長が出てくると、実態より相当超えてというか、後から実態もついてこないのではないかなという条例をつくられることもあるが。

【委員】 非常にいい文章だと思うが、それがどこまでできるのかということで今質問しているのだが。

【委員長】 例えば年金みたいに5年置きに見直さないといろいろな狂いが出てくるとかというものでないし、ただ、定期的というか、常にチェックしていくことが必要だと思うので、そういう機関を置くとかということになるかと思う。でも、市民参加に関して言うと何年とはなかなか言いづらい。何か問題があれば、よりよい方法が見つかれば、即やってくださいということになるので、そこはまさに市民の側からも、こういうふうに変えるべきだと言えるような機関として、先ほどの第三者機関もなければいけないと思う。

【委員】 具体的に条例が施行された段階で、例えば市民参加の現実とのギャップが大きいときにどうしていくのかという場合には、例えば第三者機関から条例を見直すべきだと提言されて、初めて見直しということが出てくるのかなというような感じは受けるが。

【委員長】 だから、先ほどの第三者機関みたいなものがあれば、現実とのギャップがあまり大きくならいうちに見直しできるとか、場合によっては先取的にできるということになるかもしれない。

【委員】 条例そのものを見直すというのは、まさに社会情勢が変わったり、環境の変化があったりしたときだと思う。具体的なツールは条例には書き込まないで、それ以外の形でつくっていくという話もあるが、関連規則みたいなものの方がむしろ普段のチェックを行っていくとき見直し易い。ここに書くべきなのかどうかかわからないが、そういうニュアンスみたいなところがあつたらと思うが。

【委員長】 マネジメントサイクルに合わせて最適な手法を選ぶという話だが、単に選ぶだけじゃなくて、新しい手法があれば積極的に取り入れていくというような要素か。

【委員】 そうだ。ここは他の所にも書いてはあるが。

【委員長】 条例等の見直しという形でそこも付け加えてもいいかもしれない。そういう要素がもう少し明確に受け止められるような書き方にしたい。

次に第4章の「市民参加を確かなものとするために」だが。

【委員】 13頁上から2行目、「パンフレット等を作成する際には、子どもや外国人に向けたものも準備する必要がある。」。これは概念ではなくて、実務の部分だと思う。であれば、子どもや外国人という記述を全ての市民にと変えるのであればOKだが、敢えて子どもや外国人ということを出すならば、むしろここに知的障害者の方でも分かるようなものとか、そういった部分も入れてもらえれば。

【委員長】 ここは何故か限定している。

【委員】 これを言うことによって、障害を持っている方の定義を書くことになれば、是非書いてほしい。

【委員長】 少なくとも、先ほどの定義のところに合わせてような書き方がいいかなとは思う。

【委員】 全ての市民が平等に同じ情報が受け取れるようにするべきであるとか、そういう文章にしてほしい。

【委員長】 わかった。第4章は前文的なものがあるが、1節、2節とあるが、何となく前文のところと1節、2節というのは、つながりがしっくりこない。行政と市民という話が出てきて、それぞれが1節、2節に来るといふことか。

【委員】 第4章の前書きみたいな部分はダブっているので要らないと思う。後で出てくるので、具体的なものは省略して、提言的なものだけで。

【委員長】 この書き方が中途半端なので、ここに関して言えば、ほぼないに近いぐらいにしてもいい。

【委員】 全体的な構成を行政と市民で分けるといふのはいいのではないかなと思う。ただ、先ほど話したように、2の総括担当といふのは、3の中に盛り込みたい。あと、条例の周知は、それはそれで重要と思うので、あってもいいかなと思う。特に議論が出たわけではないが、市民参加条例といふのは、パンフレットをつくったり、説明会をしたりといふことで普及していくようなものではないような気がするので、こういう言葉が適切かどうか分からないが、モデルプロジェクトといふか、その後に条例の周知及び発展を促すためのプロジェクトをぜひやってみてほしいといふような形で言えないかなと思っている。

【委員長】 具体的な市民参加何とか事業と認定して、それには共通の、条例に基づいて行われる市民参加事業だといふ謳い文句は必ず入れてもらうとか、それに対して、補助金なり何なりを出すのであれば、パンフレットをつくったら何とか条例に基づいてやっている事業だとか、共通のロゴマークを入れるとか、それぐらいのことをやって宣伝するといふのは必要かなと思う。

【委員】 12頁の下から2行目に「条例制定後は早期に施行規則や」云々とあるが、正論でいけば、条例制定前に施行されることを前提で施行規則や実施要綱を整備して、実務レベルに落とし込んで説明しておかないといふのではないかと私は思うが、実態はこういうことか。

【委員長】 実務的にはそうなるだろう。議会で決まった後でないと書けないというのが建前としてあろうかと思うので、多分こうなったのでは。

【事務局】 通常は公布と施行の間に周知期間を置くので、そのときにはちゃんとそういうことができるようにということだ。敢えてわざわざ条例制定後という言葉を入れたのは、制定中から、条例制定作業を進めていることについても周知していかなければいけないということを前段に書きたかったので、制定後と分けたのだが。

【委員】 文面どおり読んでしまうので、制定後というのは、ずいぶん長い時間考えるのだなと思ったもので。

【事務局】 議会の議論で施行するときはこうしろという注文がつく場合もある。そういったものを踏まえた実施要綱をつくっていかねばいけないので、こういう書き方をした。

【委員】 時間軸でいつまでにつくるとして、道具をそろえてスタートするというのは順当ではないかなと思ったのだが、施行規則とか一定の規約とか、それが教材になって職員に教育すると、そういう動きなのでは。

【事務局】 制定後といっても、もちろん施行前ということだ。制定後施行までにするということだ。

【委員】 1つ1つの条例制定前に職員教育をやることとなっていることと矛盾する。

【事務局】 制定をどう捉えるかという話だ。ここで言っている制定というのは、議決という意味で使っている。

【委員長】 実際に決められていくプロセスも周知していくということだ。当然そこでいろいろな修正が加わったり、修正されないこともあるかもしれないが、そういうこともきちんと知っておいてくださいということだろう。そこで何か意見があったら出してくれということもあるわけだろうし。条例の周知と先に書いてあるので、最初の3行がちょっと読みにくいということか。

【事務局】 内容的には議決前、議決後という記述だが、恐らく制定イコール施行とを受け取られているのでは。

【委員長】 そこは言葉を使い分けてほしい。一般的には制定と言ってしまおうが、議会が議決するわけで、制定はより一般的に、市としては制定したということだ。厳密にいうとそういうことだ。

行政が担うべきことということで、先ほどの2のところは3の中に繰り入れるとして、3の市民参加の視点からの市役所改革ということでどうか。先ほどの「参加のデザイン」、ちょっとこれを使うには少々厳しい言葉かなという気がするが、何かうまいネーミングがあれば。参加に向けたマネジメントサイクルのデザインということだろうが、それは長過ぎるので、括弧に入れて普及させるような言い方ではない。八王子市らしいネーミングをつけてもらえるといいかなと思うが。書かれている内容については大体よいのかなと思うが、(1)のマネジメントサイクルの下から2行目の「無理のない形で普及させていく」。無理があっては困るが「無理のない形」でいいか。何となくやる気がないように受け取られてしまうのもちょっと。言わんとしていることはよく分かるが、ネガティブな捉え方をされないような表現にした方がいいかなとは思う。

【委員】 今、集まっている会議の名前のとおり、参加のしくみでもいいのかなと。

【委員長】 ちょっと一般的過ぎる。マネジメントのところでは何か特別につくって、市民にそれをさらに示すと。今まで役所の中でどういう仕事の進め方をしていたかというのは当然知らせないというか、敢えて知らせない、市民の側も知らずともしていなかった。でも実際市民参加をしていくに当たっては、役所の中でどういうふうに仕事が動いているかというのは分かっているかなければいけなくて、それをきちんと市民の前に提示してお互いに進めていきましょうという話だ。

それ以降の(2)市役所内での情報共有と職員の意識改革、あるいは市民が参加しやすい環境づくりというのがあるが、この会議でも何度か議論になったところだが、14頁2段目、「また」というところの3行目、「重要日程や繁忙期間の重複・集中を避けるような工夫や配慮も必要である」と言うが、具体的に集中を避けるようなしくみを実行に移していけるようなニュアンスで書けないか。

(3)の市民が参加しやすい環境づくりで、ちょっと言葉が足りないのかなと思うのが、市民参加のコンシェルジュの配置と身近な地域で参加を促進できるようなしくみづくりと書いてあって、それぞれ下に書いてあることはあるのだが、どうか。これで大体通じるか。ワンストップとかコンシェルジュとか、ここでも何度か議論になったが、これぐらいの説明で大体イメージが掴めるか。

【委員】 ワンストップもコンシェルジュもそうだが、こういうものが一番必要な方達の年齢的なものも考えると、あまりこういう言葉を使わない方がいいのかなと思う。要するに基本的には相談機能であり、要望的なものまで受け入れてしまえばすごくいいなという、総合的なもののイメージでとらえると間違いがないと思うのだが。日本語で言うとなぎということか。

【委員長】 直訳すれば、丸ごと相談に乗ってもらっているんなことを案内してくれる人とか機能ということだ。

【委員】 ワンストップというのは素早くとか適切にということで、コンシェルジュは、コンシェルジュ的なものという発言を私がしたのだが、的なものだから、むしろこれまでの議論の中からいけば、本当に必要な人には案内係と言った方が分かり易いような気がする。

【委員長】 単にこちらからそちらに連れていかれるだけではなくて、もう少しいろいろなことを相談に乗ってくれそうなイメージというのがあるのでは。だからこそ、コンシェルジュという言葉を使っているのだが。

【委員】 私のイメージは、たらい回しされないことだ。

【委員】 整理してくれる役割ということだ。

【委員】 整理する役割があればいい。それを整理したときに答えが必ずもらえると。

【委員】 一番なじみやすいのは、コーディネーターみたいな片仮名になってしまうが、要するにこっちとあっちのマッチングをすることで窓口案内したり、どうすればいいかわからないことを調整したりする。

【委員長】 人によってイメージが違う。実際いろいろあり得ると思う。本当に単純な、案内係の受付みたいなものがある。そこに行ったら、何とかの担当はどこかと聞いたら何とか課の何とかですと言ってくれるだけか、そこである程度の中身まで踏み込んでいってというものか。さらにいえば、たらい回ししないで、あんたのところやれと言うぐらいの権限をそこが持つのかとか、それによって全然イメージしているものが違ってくる。でもここでこういうものだということではなくて、まさにたらい回しされずに、そこである程度のことが決着がつくというものだ。

【委員】 案内係と一緒に2人でたらい回しされるのだったら、目的は全然達成されない。その人で軽微なことは解決できたり、むしろ本人が相談してきたことが本人も整理ついていない場合、その人が整理してあげて、この問題についてはこうだと言うと言えるぐらいでない。逆にただの案内係そのものは必要ない。

【委員】 そういう役割を例えば市役所のOBが市民という立場で入るとか、そういう方法がある。何も正規の職員がそこにつく必要はない。方法論は、もう少し知恵を出せばあるだろう。要はそういう機能を持たせればいいわけだ。今の2階の総合窓口にそういう方を置くだけでも一步前進だと。先ほど組織を設置みたいなことがあったが、私はそういう機能がどこかにあればいいなと。

【委員】 施設の職員個々のスキルを上げるとか、レベルを上げるみたいな話にもなると思う。特別設けるといっても1つだろうし、逆にいうと、いろんな窓口に通じた人がどこの窓口にもいて、どこにいてもつながるとというのが理想論かなと思う。ただ、その予算もないし、教育する時間もないし、今ここで一番有効な手段とすると、誰か専任の方という形になってしまう。

【委員】 私はフロアマネジャー的なものを配置することについて懐疑的である。確か八王子市役所では人材育成基本方針で付加価値創造型の職員を育てていくということになっている。やはり一番大切なことは、1人1人の職員のコミュニケーション能力、そこに帰結してくるのではないかなと思う。市役所の職員の仕事は福祉とか、税務とか、あるいはイベント事業とか結構多岐にわたるから、何でもカバーしていくというわけにはいかない。分からないことがあると、例えば職員が担当のところに電話して確認してあげて、そこへご案内するとか、そういったコミュニケーション能力をどのように養っていくかということだと思う。それは市民参加条例の中でいちいち取り上げることではないが。

【委員長】 それは非常に重要な点で、その上の(2)の最後の段落はそのことだ。もう少し今のニュアンスを入れて書き直した方がいいかもしれないが、それは非常に重要な点だと思う。

【委員】 いわば市民の目線に合わせるということが原点ではないかなと思う。

【委員長】 私は意識改革という言葉は使うなと言っている。人材育成基本方針を定めると必ず職員の意識改革が載っているが、そんなことを20年、30年言っても、言っているだけでは絶対変わらない。意識改革自体は必要だが、どういう方向にどういうふうに変えていくか、それをきちんと言わなければだめだ。意識改革という言葉で逃げていることが多いが、ここでいえば、まさに市民の目線に合わせてきちんとコミュニケーションを図れることということだ。それがここに書いてあるので、(2)のところで市民の目線というニュアンスを入れてもらえばいい。(3)の方はもうちょっと特定して、先ほど言ったような、いろいろな懸案を抱えてきた市民がそこで大体のことは解決する、あるいはすぐに解決しなくても、次にこうすればというところにうまく導いてくれるような機能として、ここではコンシェルジュという言葉を使っているが、工夫をすれば幾らでもやりようがあるわけで、どういうやり方をやれということを書いておく必要はないと思うが、そういうものをちゃんとつくろうということだ。

【委員】 むしろ逆にたらい回しをやめて、みたいに書いた方が、一般市民からすると共感は得られやすいのでは。

【委員】 それは現状のところに入れれば良いのかなと。

【委員長】 検討したい。あと、地域の問題だが、先ほども出たが、「地域単位の市民参加との場を構想していく時期にきている」と。これぐらいの感じか。これをどこまで入れるかはあるが、例えば(3)市民が参加しや

すい環境づくりだったら、さらに、とかいう項目ぐらいつくってもいいのでは。ここはそんなに長くないが、幾つかのことを言っているところとか、長く文章が続いているところは小さい見出しを入れてもいいのでは。

【委員】（3）の6行目の段落の2行は要らない。「すぐの実現できるものではない」というマイナスの、後ろ向きな表現なので。

【委員長】 それは切りましょう。あまりにも慎重過ぎるような書きぶりになっているので。

では、第2節「市民が変える、市民が変わる」だが。

【委員】 15頁の「市民参加を市民自身が育てる」の5行目、「例えば」から続くところで「日本語を理解しない外国人」とあるが、こう書かれると、外国人が自ら日本語を理解しようとしていないと取られる可能性があるので、「日本語が理解できない外国人」というふうに改めてほしい。

【委員長】 ちょっとした言葉の違いでニュアンスが違ってくるので、そうしたい。

「市民参加のベテラン市民」とあるが、ベテラン市民という書き方はどうか。ここでいうベテランというのは、それに通じた熟達した人というイメージか。

【委員】 こんなふうには書き分けなくていい。お互いに学び合うとか。

【委員長】 何がベテランで何がビギナーなのか、それはそれぞれの能力とか、経験とか、市民参加を長くやっていたら、ここでいうベテランという意味になるのかということとそうでもないかもしれないし。

【委員】 ベテランゆえの弊害もあるだろうし、妙に場慣れしていて、斬新な切り込みができないとか、いろいろあるから、お互いにということだ。

【委員長】 市民同士お互いにという話だ。

全体を通して、何々していくという表現が非常に多いが、何々していくというと、何となく将来的な方向性に向かってなのだろうが、もうちょっと言い切ってほしい。特に、2の「市民参加を市民自身が育てる」では最後の方はたまたま「していく」というのが3つ重なって出てくる。書かれていること自体はよいか。

「理想を言えば、市民自身が立ち上げ、第三者機関を運営する」という、これが誰にとっての理想なのかというのは実はいろいろあるが、市民自身が立ち上げていくときの第三者機関というのは、市との関係だとどういう位置付けになるのかという問題は、またそれはそれとしてあるのだが、第三者機関的なものを市民自身がつくっていく、私は、それはむしろ賛成だが、「理想を言えば」は、なくてもいい。

最後、「むすびにかえて」だが、自治基本条例のことについて、こういう書き方になっているが、協働の方は入れなくていいか。

【事務局】 入れてもいいが。

【委員長】 自治基本条例でいいか。大体こういう書き方で入れるということで、市としても大丈夫か。

【事務局】 委員会としての意見なので問題はない。

【委員長】 最後の「期待したい」というのは、私はあまり好きではない。やるならやるということを何か言いたい。そこまで言うのは委員会の責任だけになるのかどうかだが。誰に対して期待したいのか。委員会としては、

一般の市民の人たちにもっとこういうことの機運が高まってほしいという意味の期待したいになるのか。皆さんがそれでよければ、これでいいのだが。

【委員】 提言なので、こういう書き方にならざるを得ない。語尾を変えるのはそうかもしれないが、決定したというわけではないので、こうならざるを得ないのかなと。

【委員長】 自治基本条例について意見を求められているわけではないということもあるので、これぐらいに控えておくということなのかもしれないが。

「むすびにかえて」に何か書いておかなければいけないことというのはあるか。

私は、市民参加を進めていく上で市長のリーダーシップというのをどこかに入れておきたい。リーダーシップを持って自主的な市民参加が進められていくように求めると。「むすびにかえて」に入れるか。あるいは実効性ということであれば、第4章のところに入ってくるのかもしれない。そんな長々と書くようなことではないので。

これで一通りドラフトをたたき台に全文を見てきたことになる。かなり大幅に入れ替えることになるので、今日出た議論を踏まえて、一回事務局に整理してもらった後、大変恐縮だが私の方で副委員長とも相談しながら整理したものを皆さんに送付して、また、意見を出してもらって整理したものを踏まえて、最後にもう一度、そこで決着をつける。それで完全に決めるという場としてあともう一度会議を開かせてもらいたいと思っている。

日程調整が非常に難しくなってきた、本来なら最後なので全員が集まらなければいけないのだろうが、なかなかそれは難しくなるかもしれない。会議の設定については、大変迷惑をかけるが了解いただきたい。それだけに事前に必ず送付して意見をもらうようにする。意見に対しては、どのように反映したか、あるいはしなかったかについても、きちんとさせてもらいたいと思うので、そういうことでどうか了解願いたい。そんな運びでよいか。

では、具体的な日程、最終回をどうするかは、また事務局と相談する。

3 事務連絡

4 閉会

以 上